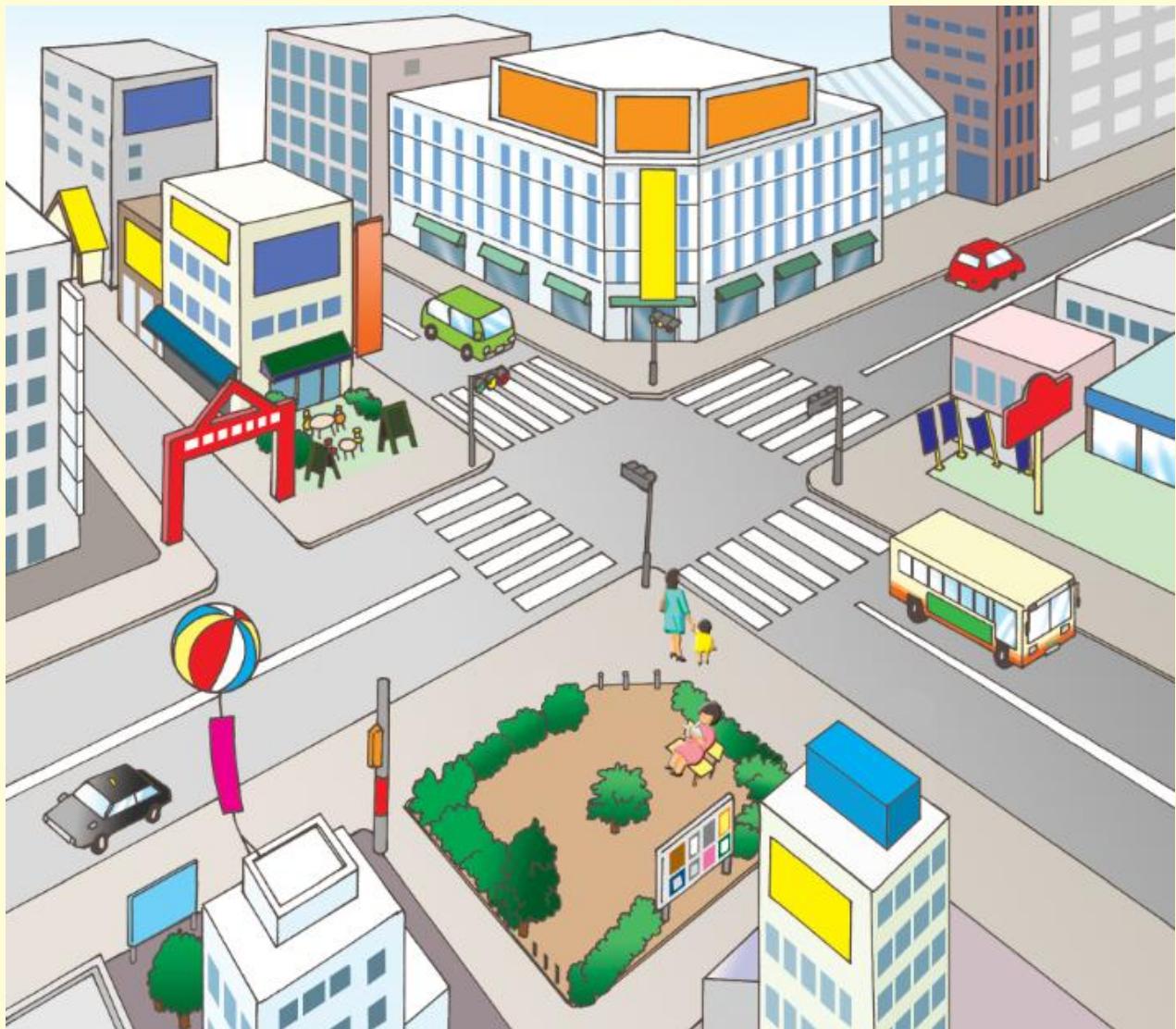


屋外広告物の手引き

～住みやすいまちをつくるために～



松山市

— 目 次 —

内 容		ページ
◆用語説明◆		
I 屋外広告物について		
	1. 屋外広告物とは	1
	2. なぜ決まりが必要なのか	2
	3. 屋外広告物を表示するときは申請・届出が必要	2
II 屋外広告物のルール		
	1. 屋外広告物を表示するまでのながれ	3
	2. 表示できない屋外広告物（禁止広告物・禁止展望広告物等）	4
	3. 屋外広告物を表示できない場所（禁止物件・禁止地域）	5
	4. 適用除外	7
	5. 表示できる屋外広告物の基準（許可基準）	10
	6. 許可等を受けるまで（申請の方法・許可証・許可期間・手数料）	21
III 広告物の適正な管理		
	1. 表示者の管理義務	25
	2. 管理者の設置	25
	3. 管理者の要件	25
	4. 表示者・管理者の変更	26
	5. 点検報告の義務	26
	6. 屋外広告物を除却したとき	26
IV 屋外広告業について		
	1. 屋外広告業とは	27
	2. 屋外広告業を営むときは	27
	3. 屋外広告業の登録の有効期間	27
	4. 屋外広告業の登録（更新）の手数料	27
	5. 屋外広告業の登録（更新）の手順	28
	6. 業務主任者の設置	29
	7. 登録事項の変更を行うとき	29
	8. 登録の廃止を行うとき	30
	9. その他屋外広告業を営む上で必要なこと	30
V 罰則等・表示面積の算定		
	1. 屋外広告業の取り消し等・罰則等について	31
	2. 表示面積の算定	32
VI 参考資料		
	1. 指定区域等（告示）	35
	2. 風致地区	40
VII その他屋外広告に関すること		
	1. 広告物活用地区	41
	2. 景観保全型広告整備地区	41
	3. 違反屋外広告物追放登録員（簡易除却ボランティア）	41
VIII F A Q		
		42

◆用語説明◆

◎この手引きは、屋外広告物法、松山市屋外広告物条例及び施行規則に基づいています。	
◎この手引きの中で、「条例」は松山市屋外広告物条例、「規則」は松山市屋外広告物条例施行規則のことをいいます。	
禁止地域	条例第5条各号に掲げる地域（P6参照）。 原則、広告物の表示はできないが、適用除外として定める基準を満たすものであれば、表示することができる地域。
広告物活用地区	条例第8条第1項で指定する地区（P41参照）。 活力ある街並みを維持する上で、広告物が重要な役割を果たしている地域や場所として市長が指定する地区。
許可地域	禁止地域、広告物活用地区以外の地域。 許可基準を満たして、許可を受けて広告物を表示することができる地域。
禁止物件	条例第6条第1項に規定する物件。 原則、広告物の表示はできないが、適用除外として定める基準を満たすものであれば、表示することができる物件。
自家用広告物	条例第10条第2項第1号に規定する広告物等。 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件。
管理用広告物	条例第10条第2項第2号に規定する広告物等。 自家用広告物とは別に、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件。
1事業所等	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場。
主要地方道	松山伊予線、松山空港線、松山港線、松山北条線、伊予松山港線、伊予川内線、松山港内宮線、松山東部環状線、北条玉川線、中島環状線。
鉄道等	鉄道、軌道、索道。

I 屋外広告物について

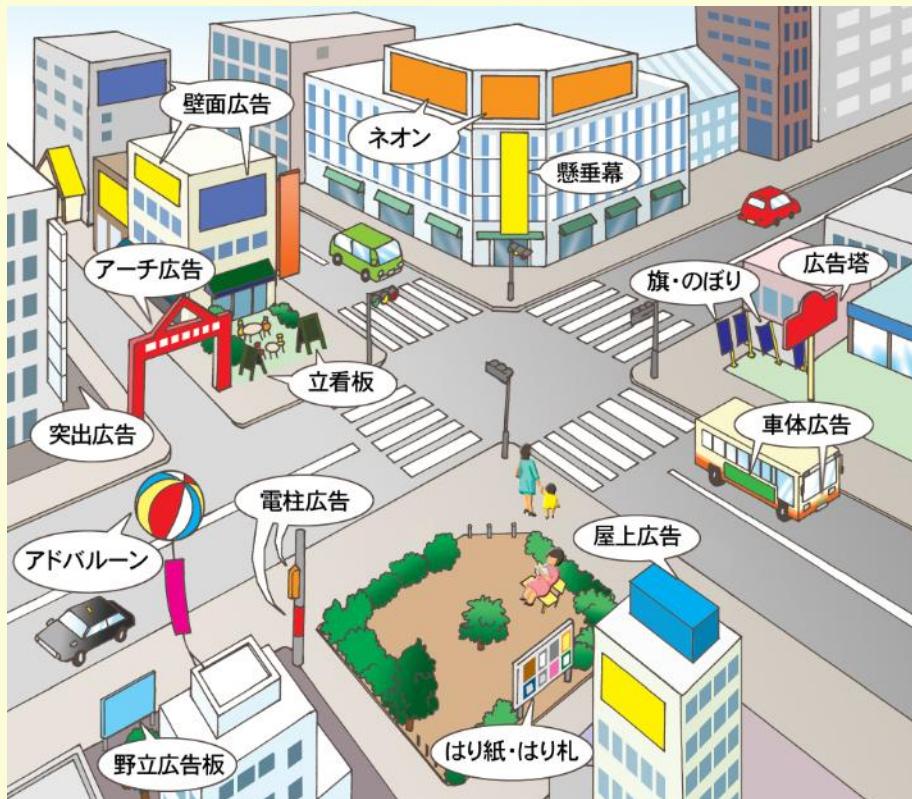
1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の条件をすべて満たす広告物のことをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物
その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに
類するもの

表示内容については、その内容が営利を目的としないものも含まれるため、
この基準には商業広告だけでなく、行事・催し物の案内板等も含まれます。
家の表札も屋外広告物になります。

【屋外広告物に当たる主なもの】



- | | |
|------------------|-----------|
| ○ 壁面広告・屋上広告・突出広告 | ○ 広告板・廣告塔 |
| ○ 幻燈幕・懸垂幕 | ○ のぼり・立看板 |
| ○ はり紙・ポスター | ○ ネオン |
| | ○ 電柱広告 |
| | など |

2. なぜ決まりが必要なのか

広告物は有効な情報伝達手段として私たちに様々な情報を提供するだけでなく、街の活気や賑わいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、街並みや自然の美しさを損ねてしまいます。また、その設置や管理が適切に行われないと、広告物の倒壊、落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

こうしたことから、屋外に表示・掲出する広告物については、

『良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、

又は公衆に対する危害を防止する』

という観点から規制が必要とされており、屋外広告物法や松山市屋外広告物条例などの決まりがあります。

3. 屋外広告物を表示するときは申請・届出が必要

市内で屋外広告物を表示しようとするときなどには、

条例に基づき市へ申請し、許可を受けなければなりません。

【申請の種類】

<input type="checkbox"/> 新規に広告物等を表示・設置したいとき	→ 許可申請
<input type="checkbox"/> 既に許可を受けたものとは別に新たに表示・設置したいとき	→ 許可申請
<input type="checkbox"/> 許可期間が満了し、引き続き表示・設置したいとき	→ 更新許可申請
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物等の形状や表示内容を変更したいとき	→ 変更許可申請

◎次に挙げるような軽微な変更等の場合は、申請不要です。

- 広告物等の形状や意匠、表示面積の変更を伴わない修繕や補強等
- 劇場や映画館等で、興業内容等の短期かつ定期的な変更
- 掲示板への新聞やポスターなどの表示
- 店舗等の壁面に設置した広告幕に営業内容を表示するもので短期かつ定期的な変更

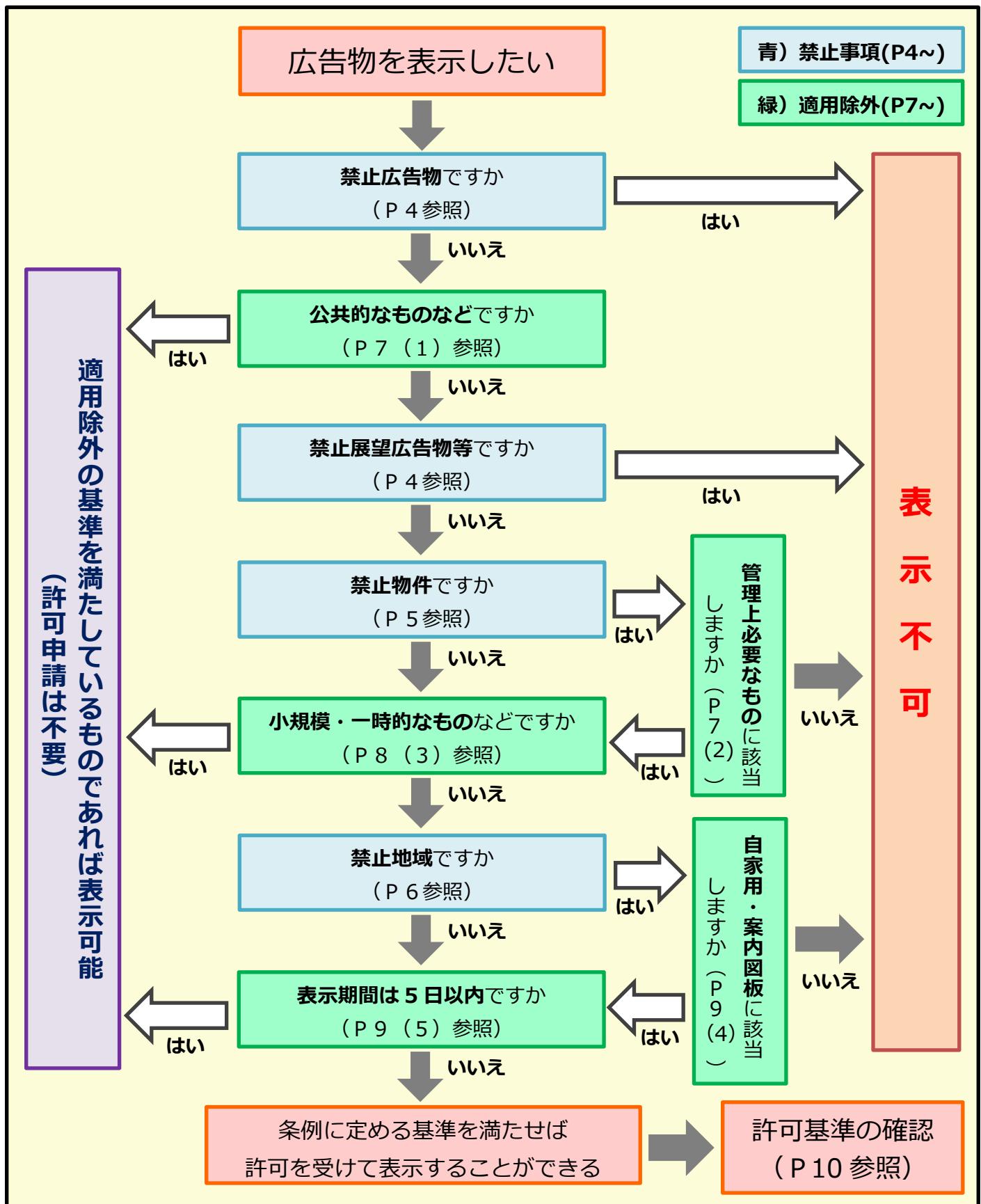
上記以外に、次の場合にも市への届け出が必要です。

<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物の設置が完了したとき	→ 完了届の提出
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物を除却したとき	→ 除却届の提出
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物が滅失したとき	→ 滅失届の提出
<input type="checkbox"/> 広告物の表示者・設置者を変更したとき	
<input type="checkbox"/> 広告物の管理者を変更したとき	→ 変更届の提出
<input type="checkbox"/> 広告物の表示者・設置者・管理者の名称などを変更したとき（代表者の変更・事務所移転など）	

II 屋外広告物のルール

1. 屋外広告物を表示するまでの流れ

市内で屋外広告物を表示しようとする場合、下図を参考にして表示できるか確認してください。



2. 表示できない屋外広告物（禁止広告物・禁止展望広告物等）

【禁止広告物】

次の広告物は市内のどの地域にも一切表示することはできません。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機・道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

【禁止広告物の例】



著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊又は落下のおそれがあるもの

道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

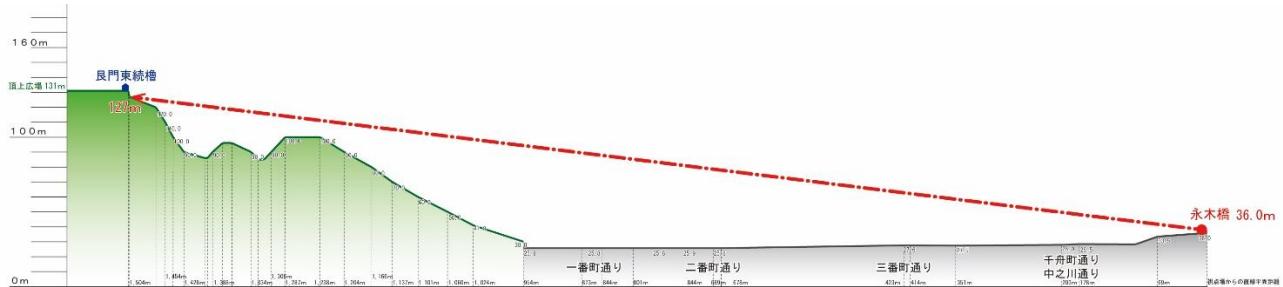
【禁止展望広告物等】

次の地域又は場所では、原則として広告物を表示することはできません。

- 松山市景観計画に定める眺望保全区域における建築物等の高さの制限を超える位置

《眺望保全ライン》

眺望保全ラインとは、永木橋の視点場の地上 1.5m（人の目の高さ）から主要な松山城の城郭を含む松山城築城の最低地盤面の高さ（127m）までを結ぶ線です。



◎詳しい内容は市のHPから『松山市景観計画』を確認してください。

3. 屋外広告物を表示できない場所（禁止物件・禁止地域）

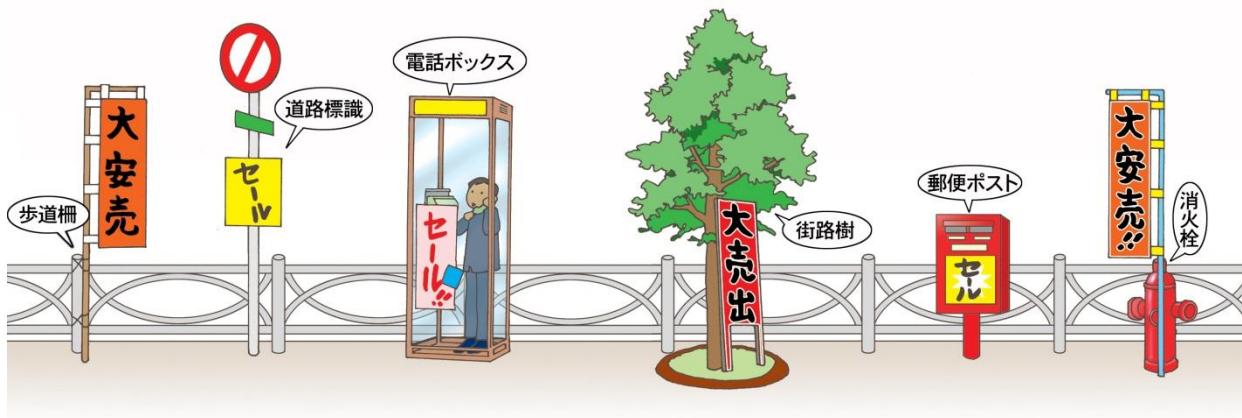
【禁止物件】

次の物件には地域に関係なく、原則として広告物を表示することはできません。

また、道路の路面には公共的なもの（P 7（1））以外は表示できません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- 銅像、神仏像、記念碑
- 街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、カーブミラー、歩道柵、駒止め、里程標
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク
- 石垣、擁壁
- その他市長が指定する物件

【禁止物件の例】



次の物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板等を表示できません。

- 電柱、街灯柱
- アーチの支柱、アーケードの支柱
- 消火栓標識

[禁止地域]

次の地域又は場所では、原則として広告物を表示することはできません。

ただし、自家用広告物等の一部については、一定の基準（許可基準）内であれば表示することができます。（「適用除外」：P 7 参照）

主な禁止地域は次のとおりです。

<input type="checkbox"/> 用途地域	都市計画法で定める用途地域のうち、 ○第一種・第二種低層住居専用地域 ○第一種・第二種中高層住居専用地域 ○風致地区（P : 40 参照）
<input type="checkbox"/> 文化財等 (国・県・市)	文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、松山市文化財保護条例による指定・登録を受けた建造物・敷地・地域等
<input type="checkbox"/> 自然環境 保護地区	松山市自然環境保全条例により指定された地区 ○蓮華寺景観樹林保護地区 外 39 地区
<input type="checkbox"/> 自然公園	自然公園法、愛媛県県立自然公園条例で指定された国立公園、県立自然公園の特別地域 ○瀬戸内海国立公園 ○奥道後玉川県立自然公園 ○皿ヶ嶺連峰県立自然公園
<input type="checkbox"/> 都市公園	都市公園法に規定する都市公園・公園予定区域 ○東雲公園 外 350 箇所
<input type="checkbox"/> 公共施設等	○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、 体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地 ○古墳及び墓地 ○寺社、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
<input type="checkbox"/> 市長が指定 する区域等 (告示) (範囲は P : 35~参照)	【道路】 ○一般国道 11 号（一番町四丁目 1 番 11 地先～二番町四丁目 7 番 2 地先までの区間） ○一般国道 56 号（一般国道 196 号線との交点～二番町四丁目 7 番 2 地先までの区間） ○一般国道 196 号（大手町一丁目 1 番 6 地先～本町二丁目 8 番 8 地先までの区間） ○市道道後 71 号線（道後湯之町 1443 番地先～道後喜多町 1012 番 3 地先までの区間） ○四国縦貫自動車道（市内の全区間の両側の路端からそれぞれ 100m 以内の区域） 【空港】 ○松山空港（空港敷地及びこの敷地から外側幅 100m 以内の接続する区域） 【広場】 ○松山駅前広場及び松山市駅前広場（都市計画決定された範囲※歩道敷を除く）

[許可地域]

禁止地域と広告物活用地区以外の地域で、許可を受けることで広告物を表示できる地域のことをいいます。

表示する際は、広告物の許可基準（P 10 以降）を満たしてください。

4. 適用除外

一定の基準を満たしていれば、許可を受けずに表示したり、前頁までの

禁止されている事項に関わらず表示できる場合があります。(適用除外)

適用除外になるのは、次の(1)～(5)のいずれかに該当するものです。

(1) 公共的な目的をもって表示するもの など

(2) 禁止物件の管理上必要なもの など

(3) 小規模または一時的に表示するものや車両等に表示するもの など

(4) 禁止地域に表示する自家用広告物または道標や案内図板 など

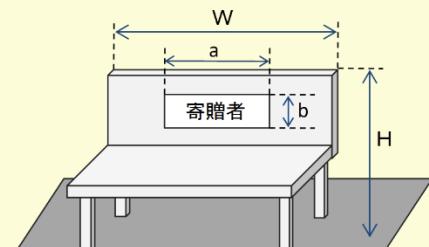
(5) 5日以内で表示するもの

適用除外(1) 禁止物件→表示可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示可、許可申請は不要(条10-①)

- A. 法令の規定により表示し、又は設置するもの
- B. 国、地方公共団体又は市長が適当と認める公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの
- C. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札など
- D. 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で、下の表に適合するもの

区分	内容
個数	1個
表示面積	$a \times b \leq W \times H \times 1/20$,かつ $a \times b \leq 0.5 \text{ m}^2$ 以下
色彩	地色は、けばけばしい色を使用しない
表示方法	当該物件等の効用を妨げない
その他	※共通基準を満たすこと(P10参照)

(例) 防犯灯、街路灯、公園のベンチ、児童の遊戯施設、道路交通法による案内標識等



適用除外(2) 禁止物件→表示可(一部)、禁止地域→表示可(一部)、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請が必要(条10-④)

- A. 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの
- B. 禁止物件の内、所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物等で、下の表に適合するもの

区分	禁止地域	許可地域
送電塔、送受信塔、照明塔	表示面積 5 m ² 以下	10 m ² 以下
煙突、ガスタンク、水道タンク 等	表示面積 垂直断面の1/4以下 かつ5 m ² 以下	垂直断面の1/4以下 かつ10 m ² 以下
石垣、擁壁	表示面積 禁 止	1壁面の4分の1以下 かつ10 m ² 以下

適用除外（3）禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要（条10-②）

A. 自家用広告物で、下の表に適合するもの

	区分	禁止地域	許可地域
	設置場所	建物（屋上を除く）及び敷地内	特に定めない
	色彩	①地色はけはけはらしい色及び暗色を使用していないこと ②表示面積の2分の1を超えてけはけはらしい色を使用しない	特に定めない
	表示方法	①ネオン管を使用していないこと ②照明は、点滅しないこと ③回転灯を使用していないこと	特に定めない
	その他	※許可基準を満たすこと（P10参照）	
	(例) 店名表示、営業時間の表示 など		

1事業所等当たりの表示合計面積
【禁止地域（屋上不可）】
 $S = A + B + C \leq 5 \text{ m}^2$
【許可地域】
 $S = A + B + C + D \leq 10 \text{ m}^2$

B. 管理用広告物で、下の表に適合するもの

	区分	禁止地域	許可地域
	広告物等の上端の地上からの高さ	3m以下 (壁面に表示するものは除く)	5m以下 (※同左)
	色彩	①地色は、けはけはらしい色及び暗色を使用していないこと ②表示面積の2分の1を超えてけはけはらしい色を使用しない ※危険防止のためのものは除く	特に定めない
	表示方法	①ネオン管を使用していないこと ②照明は、点滅しないこと ③回転灯を使用していないこと ※危険防止のためのものは除く	特に定めない
	その他	※共通基準を満たすこと（P10参照）	
	(例) 駐車場内の高さ制限の表示、進入禁止の表示 など		

※屋上へは表示できません

1事業所等当たりの表示合計面積
【禁止地域（屋上不可）】
 $S = A + B + C \leq 1.5 \text{ m}^2$
【許可地域（屋上不可）】
 $S = A + B + C \leq 3 \text{ m}^2$

<適用除外（3）は次のページへ続きます>

適用除外(3) 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要（条10-②）

- C. 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置するもの
 D. 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で
 下の表に適合するもの

区分	禁止地域	許可地域
表示内容	催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く）を表示すること	
表示期間	開催される日の5日前から終了日まで	
表示方法	のぼり及び旗は、道路の路肩から5m以内に設置する場合には、相互の間隔を5m以上とすること（設置が3本以下の場合はこの限りではない）	
（例）講演会の開催案内、お祭りで表示するのぼり など		

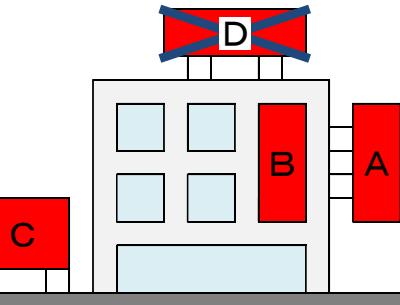
- E. 人、動物、車両、船舶、航空機等に表示されるもの
 F. 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示されるもの
 G. 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で下の表に適合するもの

区分	禁止地域	許可地域
表示内容	①周囲の景観と調和したものであること ②宣伝の用に供されないものであること	
表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること	
（例）工事現場の仮囲いに表示するもの（宣伝にはならない内容） など		

適用除外(4) 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請が必要（条10-③）

- A. 自家用広告物で「適用除外(3)-A」に
 該当しないもの
 B. 道標、案内図板その他公共的目的を
 もつたもの若しくは公衆の利便に
 供することを目的とするもの

自家用広告物の
 表示面積の合計
 $A+B+C \leq 50 \text{ m}^2$
 ※すべて敷地内
 ※屋上広告物は
 表示不可



適用除外(5) 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示不可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要（条10-⑤）

- A. 表示又は設置の期間が5日以内のもの（管理者の住所・氏名、広告物等の表示期間を明示）

5. 表示できる屋外広告物の基準（許可基準）

屋外広告物には、「①すべての屋外広告物に関する基準である『共通基準』」と「②屋外広告物の種類ごとに異なる『個別基準』」の2つの許可基準があります。市内で屋外広告物を表示する場合、**共通基準と個別基準の両方を満たした内容**でなければ表示することはできません。

① 共通基準（すべての屋外広告物に関する基準）

(1)	周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること
(2)	裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること
(3)	電飾装備を有する広告物等にあっては、昼間においても美観風致を害しないものであること
(4)	投光器その他照明装置を使用する広告物等にあっては、漏れ光及び光の性質に関する配慮等がなされたものであること
(5)	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること
(6)	松山市景観計画に定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること

【松山市景観計画の区域内に表示する広告物等について】

松山市は地域性豊かな松山らしい景観を形成するため「**松山市景観計画**」を策定し、中心市街地や道後温泉本館周辺など、地域の特色に応じた制限事項などを定めています。この計画の中には屋外広告物に関する制限もあり、

この制限に適合するものでなければ広告物の許可等をすることができません。

景観計画区域内で広告物の表示を検討される場合は、景観計画の確認をお願いします。

◎詳しい内容は市のHPから『**松山市景観計画**』を確認してください。

② 個別基準（種類ごとに異なる基準）

【建物利用広告物】

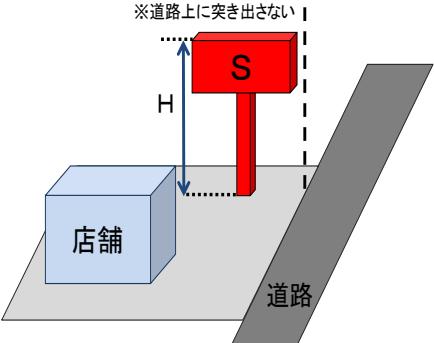
A. 屋上広告物	許 可 地 域		禁 止 地 域	
	自家用	自家用以外	自家用	自家用以外
	<input type="checkbox"/> H1≤51m ^{*1} <input type="checkbox"/> H2≤15mかつH2≤H3×2/3 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面の延長面から突き出さない			禁 止
	H1 : 地上から広告物の上端までの高さ H2 : 広告物自体の高さ H3 : 地上から広告物を設置する箇所までの高さ			
※ 1 : 自家用で 51mを超える高さに表示する場合はさらに次の要件を満たすこと		<input type="checkbox"/> 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦 3m以下の箱文字により表示 <input type="checkbox"/> ネオン管を使用していない <input type="checkbox"/> 広告物の照明は、点滅しない <input type="checkbox"/> 51mを超えて表示する広告物等が 1 壁面に 1 個まで		

B. 突出し広告物	許 可 地 域		禁 止 地 域	
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外
	<input type="checkbox"/> S≤20 m ² <input type="checkbox"/> D1≤1.5m <input type="checkbox"/> D2 < 1m <input type="checkbox"/> H1≤51m <input type="checkbox"/> (道路上／歩車道区別なし) H2≥4.5m <input type="checkbox"/> (道路上／歩車道区別あり) H2≥2.5m <input type="checkbox"/> 1壁面に2列まで（片面 0.5 m ² 以下のものは除く） <input type="checkbox"/> 建築物の上端から突き出さない <input type="checkbox"/> 同じ列に設置するものは出幅を揃える		道路上への突出し禁止	禁 止
	※ 1 : 禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと			
S : 表示面積（1面あたり） D1 : 壁面からの出幅 D2 : 道路境界からの出幅 H1 : 地上から広告物の上端までの高さ H2 : 道路面から広告物の下端までの高さ	<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m ² 以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の 1/2 を超えて、けばけばしい色を使用しない			

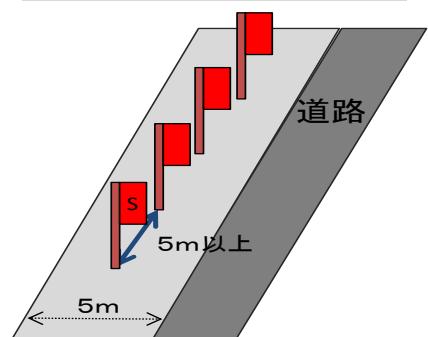
C. 壁面広告物	許 可 地 域		禁 止 地 域								
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外							
<p>$A = X \times Y$</p>	<input type="checkbox"/> $H \leq 51m$ <input type="checkbox"/> 下表の表示面積の制限を満たす			禁 止							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 壁面の面積 (A)</th> <th>表示面積 (S)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$A < 100 m^2$</td> <td>$S \leq A \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td>$100 m^2 \leq A < 200 m^2$</td> <td>$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$</td> </tr> <tr> <td>$200 m^2 \leq A$</td> <td>$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$</td> </tr> </tbody> </table>				1 壁面の面積 (A)	表示面積 (S)	$A < 100 m^2$	$S \leq A \times 1/2$	$100 m^2 \leq A < 200 m^2$	$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$	$200 m^2 \leq A$	$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$
1 壁面の面積 (A)	表示面積 (S)										
$A < 100 m^2$	$S \leq A \times 1/2$										
$100 m^2 \leq A < 200 m^2$	$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$										
$200 m^2 \leq A$	$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$										
<input type="checkbox"/> 意匠及び広告文が同一なものは、1壁面に1個 <input type="checkbox"/> 壁面の上端及び側面から突き出さない <input type="checkbox"/> 窓その他の開口部を塞がない											
※ 1 : 禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと											
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が $50 m^2$ 以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の $1/2$ を超えて、けばけばしい色を使用しない											
○屋上広告物と同様に高さ制限を超えて表示できる場合あり（要件は同じ）											

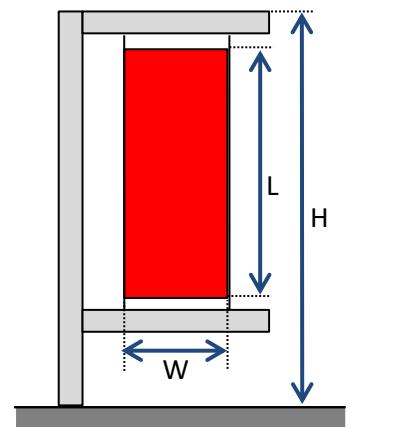
D. 壁面利用広告幕	許 可 地 域		禁 止 地 域								
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外							
	<input type="checkbox"/> $L \leq 15m$ <input type="checkbox"/> $W \leq 1.5m$ <input type="checkbox"/> $H \leq 51m$ <input type="checkbox"/> 下表の表示面積の制限を満たす			禁 止							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 壁面の面積 (A)</th> <th>表示面積 (S)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$A < 100 m^2$</td> <td>$S \leq A \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td>$100 m^2 \leq A < 200 m^2$</td> <td>$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$</td> </tr> <tr> <td>$200 m^2 \leq A$</td> <td>$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$</td> </tr> </tbody> </table>				1 壁面の面積 (A)	表示面積 (S)	$A < 100 m^2$	$S \leq A \times 1/2$	$100 m^2 \leq A < 200 m^2$	$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$	$200 m^2 \leq A$	$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$
1 壁面の面積 (A)	表示面積 (S)										
$A < 100 m^2$	$S \leq A \times 1/2$										
$100 m^2 \leq A < 200 m^2$	$S \leq A \times 1/3$ or $S \leq 50 m^2$										
$200 m^2 \leq A$	$S \leq A \times 1/4$ or $S \leq 70 m^2$										
<input type="checkbox"/> 意匠及び広告文が同一なものは、1壁面に1個											
※ 1 : 禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと											
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が $50 m^2$ 以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の $1/2$ を超えて、けばけばしい色を使用しない											
L : 広告幕の長さ W : 広告幕の幅 H : 地上から広告物の上端までの高さ A : 1壁面の面積 ($X \times Y$) S : 表示面積											

【建物敷地内広告物】

E. 広告板・廣告塔	許 可 地 域		禁 止 地 域	
	自家用	自家用以外 ^{*2}	自家用 ^{*1}	自家用以外 ^{*2}
 <p>※道路上に突き出さない</p> <p>H : 地上から広告物の上端までの高さ S : 広告塔の表示合計面積</p>	<input type="checkbox"/> H ≤ 15m <input type="checkbox"/> S ≤ 30 m ²		<input type="checkbox"/> H ≤ 15m <input type="checkbox"/> S ≤ 30 m ²	
表示方法 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路上に突き出さない 				
<p>※ 1 : 禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m²以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の 1/2 を超えて、けばけばしい色を使用しない 				
<p>※ 2 : 自家用以外の場合、「R. 野立広告物」、「S/T. 道標・案内図板」になります。</p>				

F. 壁・塀広告物	許 可 地 域		禁 止 地 域								
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外							
<p>A = X × Y (壁・塀の面積)</p> <p>H : 地上から広告物の上端までの高さ A : 1壁面の面積 S : 表示面積</p>	<input type="checkbox"/> H ≤ 51m <input type="checkbox"/> 下表の表示面積の制限を満たす			禁 止							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>壁面の面積 (A)</th> <th>表示面積 (S)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A < 100 m²</td> <td>S ≤ A × 1/2</td> </tr> <tr> <td>100 m² ≤ A < 200 m²</td> <td>S ≤ A × 1/3 or S ≤ 50 m²</td> </tr> <tr> <td>200 m² ≤ A</td> <td>S ≤ A × 1/4 or S ≤ 70 m²</td> </tr> </tbody> </table>	壁面の面積 (A)	表示面積 (S)	A < 100 m ²	S ≤ A × 1/2	100 m ² ≤ A < 200 m ²	S ≤ A × 1/3 or S ≤ 50 m ²	200 m ² ≤ A	S ≤ A × 1/4 or S ≤ 70 m ²	
壁面の面積 (A)	表示面積 (S)										
A < 100 m ²	S ≤ A × 1/2										
100 m ² ≤ A < 200 m ²	S ≤ A × 1/3 or S ≤ 50 m ²										
200 m ² ≤ A	S ≤ A × 1/4 or S ≤ 70 m ²										
<p>※ 1 : 禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 意匠及び広告文が同一なものは、1壁面に1個 <input type="checkbox"/> 壁・塀の上端及び側面から突き出さない <input type="checkbox"/> 窓その他開口部を塞がない 											
<p>※ 2 : 自家用以外の場合、「R. 野立広告物」、「S/T. 道標・案内図板」になります。</p>											
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m²以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の 1/2 を超えて、けばけばしい色を使用しない 											
<p>○屋上広告物と同様に高さ制限を超えて表示できる場合あり（要件は同じ）</p> <p>○石垣・擁壁への表示は原則禁止（許可地域に自家用で S ≤ A × 1 / 4 かつ S ≤ 10 m² であれば可）</p> <p style="text-align: center;">(管理上必要なものは表示できる場合あり)</p>											

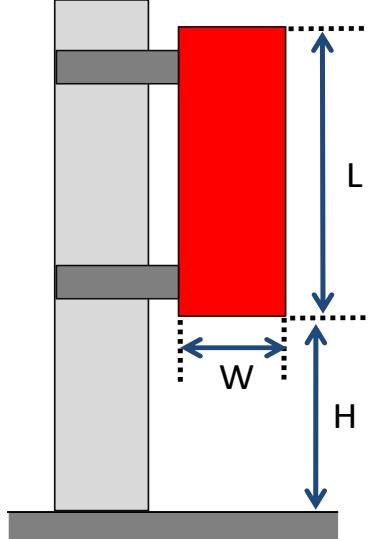
G. のぼり、旗	許 可 地 域		禁 止 地 域						
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外					
※図は路肩から5m以内に設置する場合	<input type="checkbox"/> $S \leq 2 m^2$			禁 止					
	<input type="checkbox"/> 道路の路肩から5m以内に4本以上設置する場合 相互の間隔を5m以上空ける								
※1：禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと									
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が50m ² 以下									
<input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない									
<input type="checkbox"/> 照明は点滅しない									
<input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない									
<input type="checkbox"/> 表示面積の1/2を超えて、けばけばしい色を使用しない									
<input type="checkbox"/> 自己の敷地内									
S : 1本あたりの表示面積 (両面表示含む)									

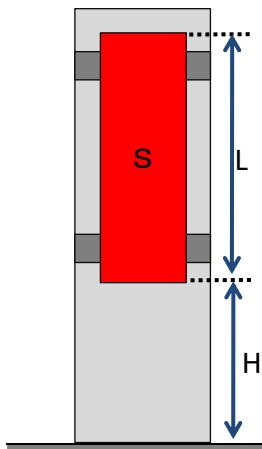
H. 広告幕 (掲出装置利用)	許 可 地 域		禁 止 地 域			
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外		
	<input type="checkbox"/> $L \leq 10m$	禁 止	<input type="checkbox"/> $L \leq 10m$	禁 止		
	<input type="checkbox"/> $W \leq 1m$		<input type="checkbox"/> $W \leq 1m$			
	<input type="checkbox"/> $H \leq 15m$		<input type="checkbox"/> $H \leq 15m$			
表示方法						
<input type="checkbox"/> 1事業所当たり3個まで						
<input type="checkbox"/> 自家用に限る						
※1：禁止地域 – 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと						
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が50m ² 以下						
<input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない						
<input type="checkbox"/> 照明は点滅しない						
<input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない						
<input type="checkbox"/> 表示面積の1/2を超えて、けばけばしい色を使用しない						
<input type="checkbox"/> 自己の敷地内						
L : 広告幕の長さ						
W : 広告幕の幅						
H : 掲出装置自体の高さ						

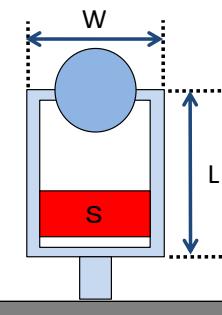
【その他の広告物】

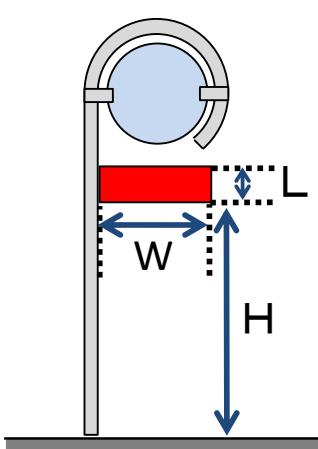
I . はり紙・はり札	許 可 地 域		禁 止 地 域					
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外				
	<input type="checkbox"/> はり紙 $S \leq 1.5 \text{ m}^2$		<input type="checkbox"/> はり札 $S \leq 0.5 \text{ m}^2$					
			禁 止					
表示方法								
<input type="checkbox"/> はり紙はのり貼りしない								
※ 1 : 禁止地域 - 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと								
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m^2 以下								
<input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない								
<input type="checkbox"/> 照明は点滅しない								
<input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない								
<input type="checkbox"/> 表示面積の $1/2$ を超えて、けばけばしい色を使用しない								
S : 表示面積								

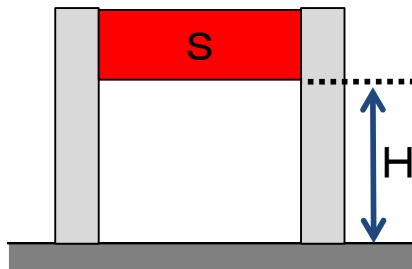
J . 立看板	許 可 地 域		禁 止 地 域					
	自家用	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外				
	<input type="checkbox"/> $L \leq 2\text{m}$		<input type="checkbox"/> $W \leq 1\text{m}$					
	<input type="checkbox"/> $H \leq 0.5\text{m}$		<input type="checkbox"/> 倒伏しないように固定する					
※ 1 : 禁止地域 - 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと								
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m^2 以下								
<input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない								
<input type="checkbox"/> 照明は点滅しない								
<input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない								
<input type="checkbox"/> 表示面積の $1/2$ を超えて、けばけばしい色を使用しない								
<input type="checkbox"/> 自己の敷地内								
L : 広告物の表示面の長さ W : 広告物の表示面の幅 H : 広告物の脚部の長さ								

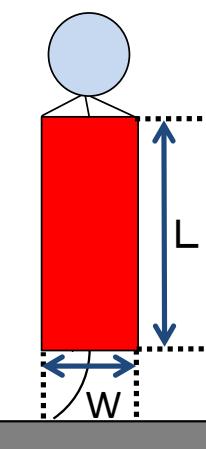
K. 電柱類広告物 (袖付け)	許可地域	禁止地域
 <p> <input type="checkbox"/> $L \leq 1.2m$ <input type="checkbox"/> $W \leq 0.6m$ <input type="checkbox"/> (歩車道区別なし) $H \geq 4.5m$ <input type="checkbox"/> (歩車道区別あり) $H \geq 2.5m$ </p> <p>表示方法</p> <p> <input type="checkbox"/> 国道・県道・市道上の電柱類ではない <input type="checkbox"/> 1本につき1個まで <input type="checkbox"/> 歩車道区別がある場合は車道上に突き出さない </p> <p> L : 広告物の長さ W : 広告物の幅 H : 道路面から広告物の下端までの高さ </p>		禁 止

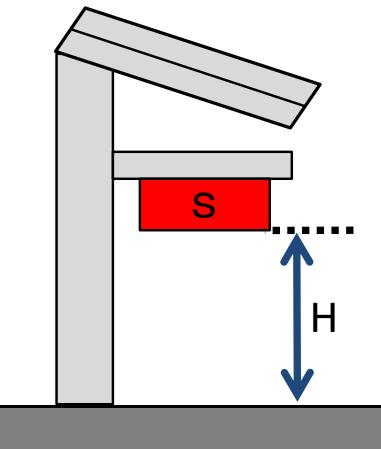
L. 電柱類広告物 (巻付け)	許可地域	禁止地域
 <p> <input type="checkbox"/> $L \leq 1.5m$ <input type="checkbox"/> $S \leq 1 m^2$ <input type="checkbox"/> $H \geq 1.2m$ </p> <p>表示方法</p> <p> <input type="checkbox"/> 国道・県道・市道上の電柱類ではない <input type="checkbox"/> 1本につき1個まで (1m²以下で2枚に分けての表示も可) </p> <p> L : 広告物の長さ S : 表示面積合計 H : 地上から広告物の下端までの高さ </p>		禁 止

M. 標識利用広告物 (停留所標識利用)	許可地域	禁止地域
	<input type="checkbox"/> $S \leq L \times W \times 1/5$	禁 止
表示方法		
<input type="checkbox"/> 進行車両から見えない面に表示する		
S : 広告物の表示面積 L : 停留所標識の長さ（脚部を除く） W : 停留所標識の幅		

N. 標識利用広告物 (消火栓標識利用)	許可地域	禁止地域
	<input type="checkbox"/> $L \leq 0.4m$ <input type="checkbox"/> $W \leq 0.8m$ <input type="checkbox"/> (歩車道区別なし) $H \geq 4.5m$ <input type="checkbox"/> (歩車道区別あり) $H \geq 2.5m$	禁 止
表示方法		
<input type="checkbox"/> 消火栓標識に対して1個まで		
L : 広告物の長さ W : 広告物の幅 H : 道路面から広告物の下端までの高さ		

O. アーチ	許可地域	禁止地域
	<input type="checkbox"/> $S \leq 30 m^2$ <input type="checkbox"/> (車道上) $H \geq 5m$ <input type="checkbox"/> (歩道上) $H \geq 3.5m$	禁 止
設置場所・表示内容		
<input type="checkbox"/> 車道幅員9m未満の道路に限る		
<input type="checkbox"/> 町名、商店街名その他これらに類するものに限る		
S : 広告物の表示面積（合計） H : 道路面から広告物の下端までの高さ		

P. アドバルーン	許可地域		禁止地域			
	自家用	自家用以外	自家用 ^{※1}	自家用以外		
		<input type="checkbox"/> $L \leq 15m$ <input type="checkbox"/> $W \leq 1.5m$		禁止		
設置場所・表示内容						
<input type="checkbox"/> 網に布片等で表示し、主綱に十分緊結する ※綱の長さは地上の緊結部から道路まで十分な長さを確保する						
※ 1 : 禁止地域 - 自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと						
<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が 50 m^2 以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の $1/2$ を超えて、けばけばしい色を使用しない						
L : 広告物の長さ						
W : 広告物の幅						

Q. アーケード利用広告物	許可地域		禁止地域			
	自家用	自家用以外	自家用	自家用以外		
		<input type="checkbox"/> $S \leq 2\text{ m}^2$ <input type="checkbox"/> $H \geq 2.5m$		禁止		
表示内容						
<input type="checkbox"/> 1店舗につき1個 <input type="checkbox"/> 軒先には表示しない <input type="checkbox"/> 歩道上のアーケードの場合、車道に面する側には表示しない <input type="checkbox"/> 原則、同一街区内のものは規格を統一する						
S : 広告物の表示面積（合計）						
H : 道路面から広告物の下端までの高さ						

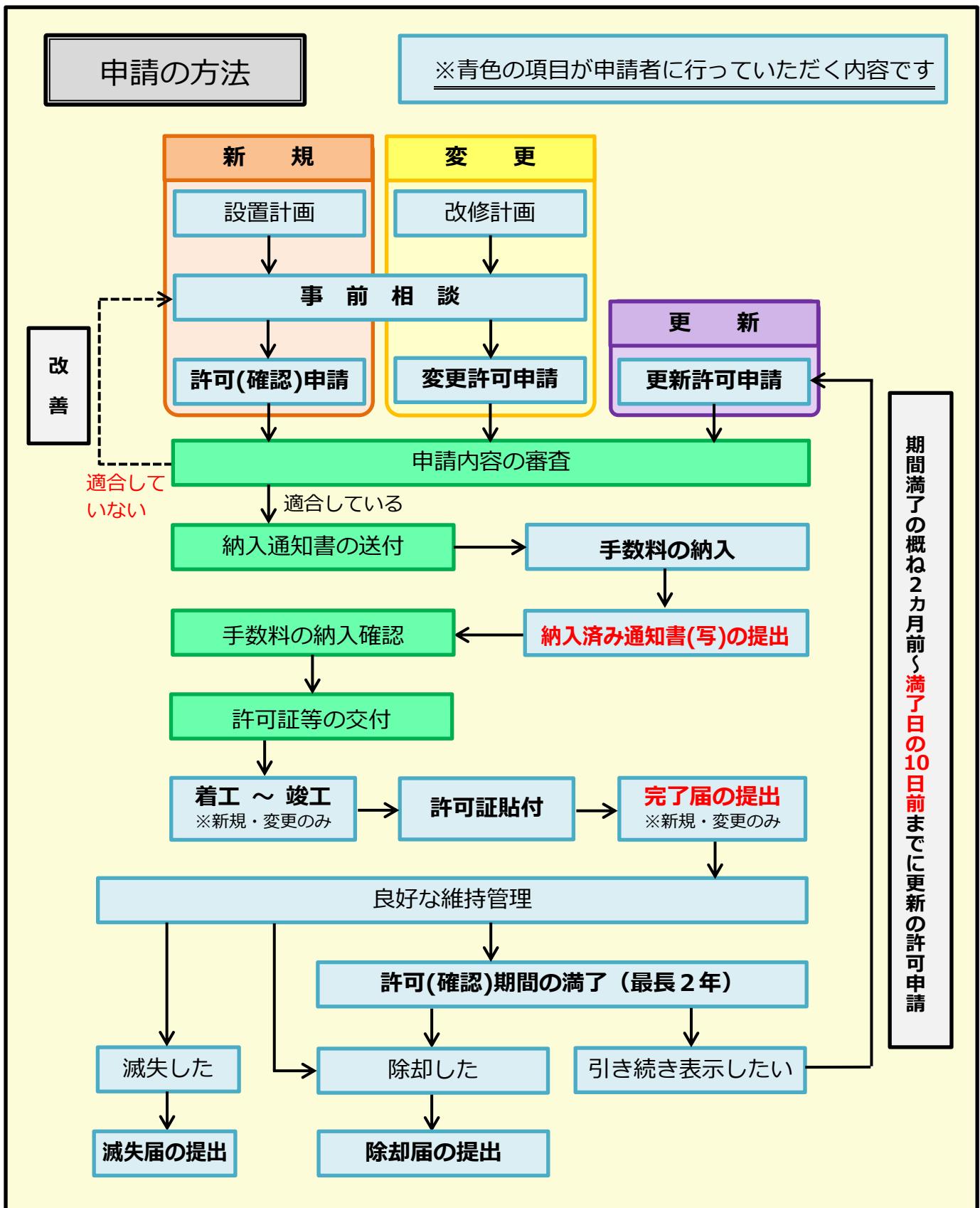
R. 野立広告物	許可地域			禁止地域													
	自家用※1	自家用以外		自家用	自家用以外												
	<p>□ $S \leq 30 m^2$</p> <p>□ $H \leq 10m$</p> <p>□ 次の距離要件を満たす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道、主要地方道、松山環状線、鉄道等の沿線の場合</td> <td>ア以外の沿線の場合</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内</td> <td>市街化区域以外</td> </tr> <tr> <td>$D \geq 10m$</td> <td>$D \geq 100m$</td> </tr> <tr> <td>$W \geq 10m$</td> <td>$W \geq 100m$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$W \geq 2m$</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	一般国道、主要地方道、松山環状線、鉄道等の沿線の場合	ア以外の沿線の場合	市街化区域内	市街化区域以外	$D \geq 10m$	$D \geq 100m$	$W \geq 10m$	$W \geq 100m$		$W \geq 2m$				禁止
ア	イ																
一般国道、主要地方道、松山環状線、鉄道等の沿線の場合	ア以外の沿線の場合																
市街化区域内	市街化区域以外																
$D \geq 10m$	$D \geq 100m$																
$W \geq 10m$	$W \geq 100m$																
	$W \geq 2m$																
<p>S : 合計表示面積 (1事業所ではなく全体分)</p> <p>H : 地上から広告物の上端までの高さ</p> <p>D : 道路・鉄道等からの後退距離</p> <p>W : 野立広告物間の距離</p>			<p>表示内容</p> <p>□ ネオン管その他の広告物の照明は点滅しない</p> <p>□ 回転灯を使用していない</p>														
<p>※ 1 : 自家用の場合、「E. 広告板・広告塔」になります。</p>																	

S. 道標・案内図板等 (近隣店舗等案内広告)	許 可 地 域		禁 止 地 域	
	自家用 ^{*1}	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外
			<input type="checkbox"/> $S_1 \leq 6\text{ m}^2$	<input type="checkbox"/> $S_1 \leq 3\text{ m}^2$
			<input type="checkbox"/> $S_2 \leq 3\text{ m}^2$	<input type="checkbox"/> $S_2 \leq 3\text{ m}^2$
			<input type="checkbox"/> $H \leq 3\text{m}$	<input type="checkbox"/> $H \leq 3\text{m}$
形状・表示内容				
<input type="checkbox"/> 長方形であること <input type="checkbox"/> 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要最低限の事項のみを表示すること（商品名は禁止） <input type="checkbox"/> 広告物の照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 回転灯を使用していない <input type="checkbox"/> ネオン管（許可地域）点滅しない（禁止地域）使用しない				
※ 1 : 自家用の場合、「E. 広告板・廣告塔」になります。				
S1 : 合計表示面積 S2 : 1表示面の面積 H : 道路面から広告物の上端までの高さ				

T. 道標・案内図板等 (その他の道標・案内板)	許 可 地 域		禁 止 地 域	
	自家用 ^{*1}	自家用以外	自家用 ^{*1}	自家用以外
			<input type="checkbox"/> $S \leq 6\text{ m}^2$	<input type="checkbox"/> $S \leq 3\text{ m}^2$
			<input type="checkbox"/> $H \leq 3\text{m}$	<input type="checkbox"/> $H \leq 3\text{m}$
設置場所・表示内容				
<input type="checkbox"/> 商業広告等、営利を目的とするものでない <input type="checkbox"/> 寄贈者名等の表示は1面の1/10以下 ($W \times L \leq S \times 1/10$) <input type="checkbox"/> 広告物の照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 回転灯を使用していない <input type="checkbox"/> ネオン管（許可地域）点滅しない（禁止地域）使用しない				
※ 1 : 自家用の場合、「E. 広告板・廣告塔」になります。				
S : 合計表示面積 H : 道路面から広告物の上端までの高さ W×L : 寄贈者名の表示面積				

6. 許可等を受けるまで（申請の方法・許可証・許可期間・手数料）

市内で屋外広告物を表示・設置しようとする場合、下図のながれで申請し、許可等を受ける必要があります。



【申請の方法（例：新規に表示したい場合）】

① 申請書に必要書類を添付して市役所「建築指導課窓口」に申請（郵送可）
<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可（確認）申請書 （様式第1号 ※別紙も必要）
<input type="checkbox"/> 仕様書・図面 など（広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示方法等がわかるもの）
<input type="checkbox"/> 見取り図 （広告物等を表示する場所と付近の状況を示すもの）
<input type="checkbox"/> カラー写真 など（既設の広告物がある場合、これらの現況がわかるもの）
◎ 次の書類は、必要な場合のみ添付してください。
<input type="checkbox"/> 広告物等の 管理者の資格がわかるもの （管理者を置く必要がある場合）
<input type="checkbox"/> 土地・建物など所有者等の 承諾書 （自己の所有・管理でない場合）
<input type="checkbox"/> 建築確認済証・道路占用許可書 の写しなど
<input type="checkbox"/> 切手を貼った 返信用封筒 （許可証等の郵送を希望する場合）
◎ 提出部数は すべて正副2部必要 です
◎ 更新許可申請は『様式第3号』で申請してください。（添付はカラー写真のみで可）
◎ 変更許可申請は『様式第4号』で申請してください。
◎ 許可証等の郵送を希望する場合、 返信用封筒を添付の上、申請書の「返信用封筒の添付」を『有』にし、余白に担当者の「所属部署・氏名・連絡先」を記入してください。
② 市から申請者へ許可手数料の納入通知書を送付
申請内容を審査し、基準に適合している場合、申請者に手数料の納入通知書を送付
③ 金融機関等の窓口で手数料を納入・納入通知書の写しを提出
<input type="checkbox"/> 市から送られた納入通知書により、 手数料を金融機関等の窓口で納入
<input type="checkbox"/> 納入後は 必ず納入済の納入通知書の写しを建築指導課へ郵送・FAX、または持参
④ 許可証等の交付
手数料の納入が確認でき次第、許可証等を建築指導課の窓口で交付（郵送可）
⑤ 広告物等の着工～竣工、完了届の提出
<input type="checkbox"/> 広告物等の施工は、 許可等を受けてから着手
<input type="checkbox"/> 竣工後は、広告物等に 許可証等を貼り 、速やかに 完了届（1部） を提出
※完了届は 屋外広告物表示等完了届出書（様式第7号） に 完成後のカラー写真を添付 すること。
⑥ 適正な維持管理～除却・期間満了まで
◎ 許可期間中は、 表示者・管理者ともに、「常に良好な維持管理」をする義務 があります。
<input type="checkbox"/> 許可期間の満了、または広告物等を表示する必要がなくなった場合 ⇒速やかに広告物等を除却し、 屋外広告物除却届出書（様式第12号） を提出
<input type="checkbox"/> 期間満了後も引き続き、表示・設置したい場合 ⇒ 期間満了の10日前までに「屋外広告物許可（確認）更新申請書（様式第3号）」を提出

【申請時の注意事項】

内 容
【共通する事項】
<input type="checkbox"/> 必要な書類をすべて添付しているか
【更新申請・変更申請の場合】
<input type="checkbox"/> 申請者の名称や住所が変更になっていないか（表示者氏名等変更届出書の提出）
<input type="checkbox"/> 前回の許可内容に対し、意匠・設置場所・照明の有無などの変更がないか
<input type="checkbox"/> 新規に表示している広告物で、無許可のものがないか（のぼりなども含む）
<input type="checkbox"/> 管理者が変更になっていないか（管理者変更届出書の提出）
<input type="checkbox"/> 管理者が点検しているか

【許可を受けるまで】

- ② 許可を受ける際、申請書に必要書類を添付して市長に申請する必要があります。
- ② 許可申請の際、広告物の種類や大きさごとに異なる許可申請手数料を納入する必要があります。
- ③ 広告物等の種類ごとに許可期間があり、期間満了後も引き続き表示したい場合、期間満了の 10 日前までに更新の許可申請が必要です。
- ④ 広告物の表示期間中は、交付された許可等証を貼り付けてください。

【許可証・確認証（見本）】



【許可期間】

広告物等の種類	許可期間
A. はり紙、はり札、立看板、アドバルーンその他これらに類する簡易なもの	60日以内
B. 広告幕	1年以内
C. 「A・B」に挙げる種類以外の広告物等	2年以内

【許可申請手数料】 ※「s」は表示面積

広告物等の種別	単位	金額		
はり紙	100枚	240円		
はり札	1枚	50円		
立看板	1個	120円		
電柱等を利用する広告物	1個	240円		
停留所標識を利用する広告物	1個	120円		
消火栓標識を利用する広告物	1個	240円		
広告幕	1枚	480円		
旗及びのぼり	1個	120円		
アドバルーン	1個	480円		
広告塔、広告板、建物 その他の工 作物等に掲 出され、又 は表示され たもの並び にこれらに 類するもの	照明装置を 使用しない もの	s < 1 m ²	1個	120円
		1 m ² ≤ s < 5 m ²	1個	300円
		5 m ² ≤ s < 10 m ²	1個	600円
		10 m ² ≤ s < 20 m ²	1個	1,200円
		20 m ² ≤ s < 30 m ²	1個	2,400円
		30 m ² ≤ s < 40 m ²	1個	3,600円
		40 m ² ≤ s < 50 m ²	1個	4,800円
		50 m ² ≤ s	1個	6,000円
照明装置を 使用する もの	照明装置を 使用する もの	s < 3 m ²	1個	1,200円
		3 m ² ≤ s < 10 m ²	1個	2,400円
		10 m ² ≤ s < 30 m ²	1個	4,800円
		30 m ² ≤ s < 50 m ²	1個	7,100円
		50 m ² ≤ s	1個	9,500円

※はり紙の枚数の100枚未満は100枚として計算する

III 広告物の適正な管理

1. 表示者の管理義務

広告物の表示者は、補修等必要な管理を怠らず、常に良好な状態を維持する必要があります。

なお、広告物には許可が不要なもの（適用除外等）もありますが、
許可の有無にかかわらず表示者が安全管理を行つ必要があります。

2. 管理者の設置

許可を受けて表示する広告物等には、管理者を置く必要があります。

しかし次のいずれかに該当する場合、管理者の設置が不要になります。

【管理者の設置が不要となる広告物】

- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等
- 広告物等の表示面積が 10 m²以下、かつ、高さが4 m以下のもの
- その他市長が適当と認めるもの

管理者を設置する場合、次のいずれかの方法で届け出てください。

【管理者（設置）の届出方法】

- 屋外広告物許可（確認）申請書（様式第1号）の管理者欄
- 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第8号）

3. 管理者の要件

管理者は、広告物の落下等の危害の未然防止に努めるため、

屋外広告士などの広告物に関する知識を有する人でなければなりません。

【管理者に必要な資格】

- 屋外広告士**
- 建築士
- 電気工事士
- 電気主任技術者
- 職業訓練指導員免許所持者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
- 技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
- 職業訓練修了者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
- 屋外広告物点検技能講習修了者**

4. 表示者・管理者の変更

次のいずれかに該当する場合、指定する方法で届け出てください。

【届出内容・方法】

届出内容	届出方法
<input type="checkbox"/> 管理者の変更	→ 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第8号） 屋外広告物許可（確認）更新申請書（様式第3号） の管理者欄
<input type="checkbox"/> 表示者（設置者）の変更	→ 屋外広告物（表示者・設置者）変更届出書（様式第9号）
<input type="checkbox"/> 表示者（設置者）・管理者の住所・名称を変更	→ 屋外広告物表示者氏名等変更届出書（様式第10号）

5. 点検報告の義務

許可期間満了後も引き続き表示したい場合、更新許可申請をする必要があります。その際、倒壊・落下のおそれ等の安全性について点検し報告する必要があります。点検にあたっては、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等の点検基準を参考に安全点検を行い、異常が見つかった場合は速やかに必要な処置を行い、安全管理に努めてください。

【安全点検の内容（例）】

点検項目	点検内容
<input type="checkbox"/> 主要部材の変形・腐食	→ 広告物自体が変形・腐食していないか
<input type="checkbox"/> 取付（支持）部分の変形・腐食	→ 建物等との接合部が損傷・腐食していないか
<input type="checkbox"/> ボルト・ビス等のさび	→ ボルト・ビス等のゆるみ・さび等がないか
<input type="checkbox"/> 表示面の汚染・変色・はく離	→ 表示面が汚れていないか
<input type="checkbox"/> 表示面の破損	→ 表示面が割れたりしていないか
<input type="checkbox"/> その他に点検した箇所	→ 基礎部分、照明器具等の確認など

6. 屋外広告物を除却したとき

広告物の表示者等は、次のいずれかの場合、速やかに広告物を除却してください。許可等を受けた広告物については、「屋外広告物除却届出書（様式第12号）」を提出してください。

【除却が必要な場合】

<input type="checkbox"/> 許可等の期間が満了したとき
<input type="checkbox"/> 表示・設置の必要がなくなったとき
<input type="checkbox"/> 許可等が取り消されたとき
<input type="checkbox"/> （許可が不要なもので）表示期間・設置期間が満了したとき

※広告物が滅失したときは、「屋外広告物滅失届出書（様式第11号）」を提出してください。

IV 屋外広告業について

1. 屋外広告業とは

屋外広告業とは、

「屋外広告物の表示または掲出物件の設置を行う営業」をいいます。

すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示や掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを仕事とする営業をいいます。

この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示・設置を請け負わないような広告代理業等や単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示・設置を行わないものは屋外広告業に該当しません。

2. 屋外広告業を営むときは

市内で屋外広告業を営むときは、市長の登録を受ける必要があります。

愛媛県や他市等で登録を受けていても、松山市で登録を受けていなければ、

市内で屋外広告業を営むことはできません。

3. 屋外広告業の登録の有効期間

屋外登録業の登録の有効期間は、**登録の日から5年間**です。

有効期間満了後、引き続き屋外登録業を営む場合は、更新の手続きが必要です。

※登録の更新を受けようとするときは、**有効期間満了日の30日前までに申請**しなければなりません。(期間満了日の概ね2ヶ月前から申請を受付しています。)

4. 屋外広告業の登録（更新）の手数料

屋外広告業の登録（更新）は、次のとおり手数料を定めています。

◎屋外広告業の登録	10,000円
◎屋外広告業の更新	10,000円

※更新した際の登録期間は、**前回の許可期間満了日の翌日から5年間**になります。

※手数料の納入については、愛媛県とは納入方法が異なります。

(松山市では申請時ではなく、申請後に市から送付する納入通知書で納入してください。)

5. 屋外広告業の登録（更新）の手順

屋外広告業の登録を受けようとする方（申請者）は次の手順で申請します。

① 申請書に必要書類を添付して市役所「建築指導課窓口」に申請（郵送可）

- 屋外広告業登録（更新登録）申請書**（様式第16号）
- 誓約書**（様式第17号）
- 略歴書**（様式第18号）※法人の場合、役員全員分
- 登録申請者の**住民票の抄本**（本籍・続柄不要）又はこれに代わる書面 ※法人の場合、役員全員分
- 登記事項証明書** ※法人の場合のみ
- 業務主任者の**住民票の抄本**（本籍・続柄不要）又はこれに代わる書面
※業務主任者は営業所に常勤する方
- 業務主任者の**資格を証する書面**（屋外広告士証の写し等）
- 切手を貼った**返信用封筒** ※登録通知書の郵送を希望する場合のみ

- 提出部数はすべて**1部**です。（資格を証する書面以外はコピー不可）
- 登記事項証明書・住民票の抄本等は、**3か月以内に取得したもの**に限ります。
- 様式は、松山市建築指導課のHPからダウンロードできます。
- 登録通知書の郵送を希望する場合、**返信用封筒**を添付の上、申請書の余白に担当者の「所属部署・氏名・連絡先」を記入してください。

② 市から申請者へ登録手数料の納入通知書を送付

申請書の審査後、申請者に登録手数料の納入通知書を送付

③ 金融機関等の窓口で登録手数料を納入・納入通知書の写しを提出

- 市から送られた納入通知書により、**手数料を金融機関等の窓口で納入**
- 納入後は**必ず納入済の納入通知書の写しを建築指導課へ郵送・FAX、または持参**

④ 登録通知書の交付

手数料の納入が確認でき次第、屋外広告業の登録通知書を建築指導課の窓口で交付（郵送可）

※**登録の有効期間は5年間です!!**

引き続き、屋外広告業を営もうとする場合は、**有効期間満了の30日前までに更新の申請を行なう必要があります。**（概ね2か月前から申請を受付しています）

6. 業務主任者の設置

【業務主任者】

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置しなければなりません。
業務主任者になれる者は次のいずれかに該当する者に限ります。

<input type="checkbox"/> 屋外広告士
<input type="checkbox"/> 松山市、都道府県、指定都市または他の中核市の実施する 講習会の修了者
<input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者 (いずれも広告美術仕上げに係るものに限る)
<input type="checkbox"/> 営業所で広告物等の表示・設置の責任者として5年以上の経験を有し、 過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していない者（ 市長の認定が必要 ）

【業務主任者の業務】

業務主任者の行う業務は次のとおりです。

<input type="checkbox"/> 松山市屋外広告物条例や広告物に関する 法令の規定の遵守 に関すること
<input type="checkbox"/> 広告物の表示や設置に関する工事の 適正な施工や安全の確保 に関すること
<input type="checkbox"/> 屋外広告物帳簿の記載に関すること
<input type="checkbox"/> 業務の適正な実施の確保に関すること

7. 登録事項の変更を行うとき

次に挙げる事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に
『屋外広告業登録事項変更届出書（様式第21号）』を提出してください。

<input type="checkbox"/> 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
<input type="checkbox"/> 松山市の区域内において営業を行う 営業所の名称、所在地
<input type="checkbox"/> 法人にあっては、その 役員の氏名 （執行する社員、取締役、執行役など）
<input type="checkbox"/> 未成年者にあっては、 法定代理人の氏名及び住所
<input type="checkbox"/> 営業所ごとに選任される 業務主任者の氏名と所属する営業所の名称

8. 登録の廃止を行うとき

次に挙げる事項に該当する場合は、該当日から30日以内に、
『屋外広告業廃業等届出書（様式第22号）』を提出してください。

	<事 項>		<届出をする人>
<input type="checkbox"/>	法人が合併により消滅した場合	→	役員であった者
<input type="checkbox"/>	法人が破産手続きの開始の決定により解散した場合	→	破産管財人
<input type="checkbox"/>	法人が上2つ以外の理由により解散した場合	→	清算人
<input type="checkbox"/>	死亡した場合	→	相続人
<input type="checkbox"/>	松山市の区域内で屋外広告業を廃止した場合	→	業者であった個人、法人の役員

9. その他屋外広告業を営む上で必要なこと

- 営業所ごとに標識を掲げなければなりません。
- 営業所ごとに屋外広告物帳簿を備え付け、事業年度終了後5年間保存する。
(帳簿は営業所で紙面に表示できるなら、パソコンなど電子データでの記録も可能)

V 罰則等・表示面積の算定

1. 屋外広告業の取り消し等・罰則等について

次に挙げる事項に該当する場合は、業登録の取り消しや罰則等が科せられます。

項目	取り消し等
<input type="checkbox"/> 不正の手段で登録を受けた場合（更新登録含む）	登録の取り消し又は 6カ月以内の営業の全部 若しくは一部停止
<input type="checkbox"/> 登録拒否の事由に該当することとなった場合	
<input type="checkbox"/> 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	
<input type="checkbox"/> 法に基づく条例又はこれに基づく处分に違反した場合	
項目	罰則等
<input type="checkbox"/> 登録を受けないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 不正の手段で登録（更新登録）を受けた場合	
<input type="checkbox"/> 営業の停止命令に違反した場合	
<input type="checkbox"/> 違反屋外広告物の表示・掲出に対する市長の命令に違反した場合	50万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 禁止地域・禁止物件・許可地域等の規定に違反して屋外広告物を表示 または掲出をした場合	30万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 変更等の許可を受けず、広告物等の変更又は改造をした場合	
<input type="checkbox"/> 除却義務に違反し、広告物又は掲出物件の除却をしなかった場合	
<input type="checkbox"/> 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	
<input type="checkbox"/> 業務主任者を選任しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 報告や立入検査を拒む、妨げる等の行為を行った場合	20万円以下の罰金
<input type="checkbox"/> 屋外広告業の廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
<input type="checkbox"/> 屋外広告業の標識を掲示しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 屋外広告業に関する帳簿を備え置かなかったり、虚偽の記載をしたり、 保存しなかった場合	
<input type="checkbox"/> 詐欺その他不正な行為により、手数料の徴収を免れた場合	免れた金額の5倍に 相当する金額以下の過料 (金額が5万円を超えないときは5万円)
※ 法人の代表者や従業員が、その法人等の業務に関して上記の違反行為をした場合 →行為者を罰するほか、その法人等に対して各条の罰金刑を科する。	

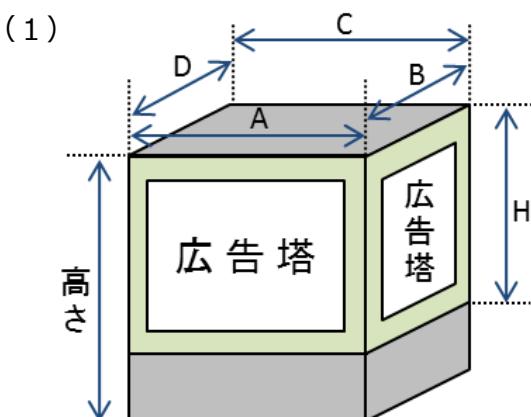
2. 表示面積の算定

【表示面積算定の基本的な基準】

許可基準・適用除外の適用や手数料算出の際の表示面積の基本的な算定方法は次のとおりです。

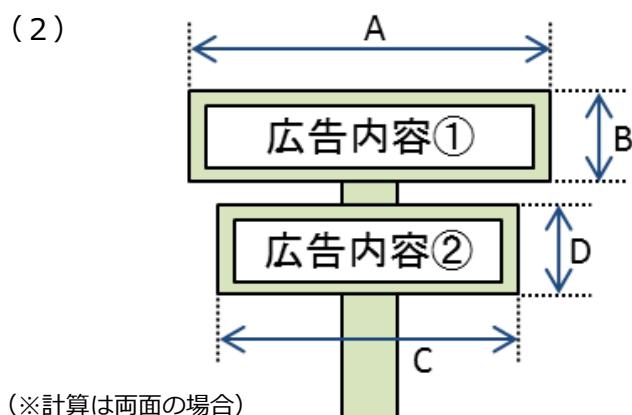
(1)	広告物が独立性をもった工作物である場合は、当該広告物の 表示面となっている工作物の面積 について算定する。
(2)	1つの広告内容を数個の工作物に分けて表示する場合は、一体となって1つの広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
(3)	建物の壁面等に塗り書きし、又は取り付ける文字等については、一体となって広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
(4)	(2)・(3)では、 工作物の間の空間や文字等の間の空間部分も表示面積に算入する 。 ※ただし、空間部分が工作物や文字等の大きさの2倍を超える場合についてはこの限りではない。
(5)	広告物の表示面積は、当該表示面の外郭内を単純な幾何学形状（長方形・三角形・円柱等）とみなして算定する。
(6)	立体的な広告物の表示面積は、円柱や球として算定する。
(7)	表示面の縁に一体となって枠や点滅灯を組み込む場合は、その枠組み等を含めて算定する。
(8)	表示面積はm ² で小数点第三位を切り捨てて算定する。

<参考>



$$S = (A \times H) + (B \times H) + (C \times H) + (D \times H)$$

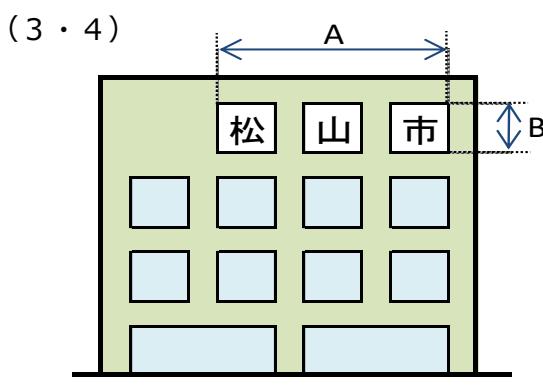
※表示面積に脚部は含まない



(※計算は両面の場合)

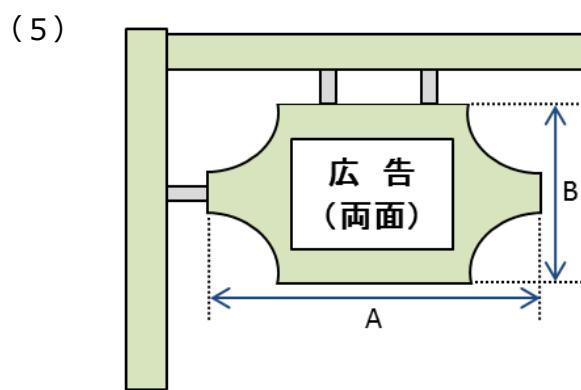
$$S_1 = A \times B \times 2 \quad S_2 = C \times D \times 2$$

※申請者が同じなら合算、別なら合算しない



$$S = A \times B$$

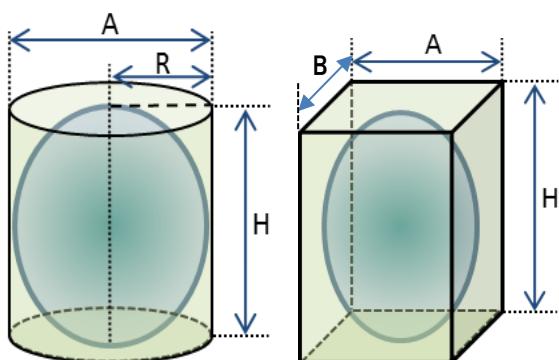
※1つの広告内容なら空間部分も算入



$$S = A \times B \times 2$$

※外郭の長方形で算定(両面)

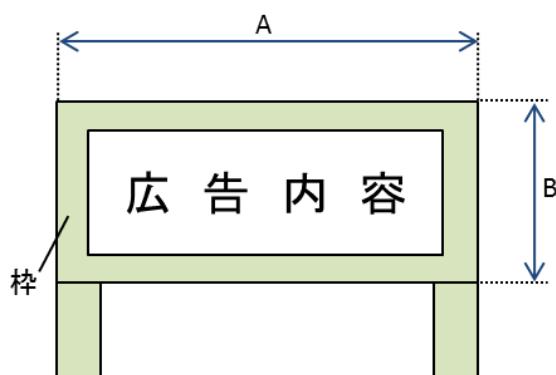
(6)



$$S = 2 \times R \times \pi \times H \text{ または } S = (2 \times A \times H) + (2 \times B \times H) \text{ 等}$$

※内包できる最小の幾何学形状の表面積（上部等は除く）

(7)

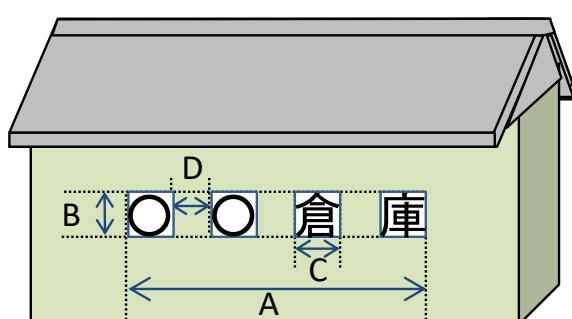


$$S = A \times B \times 2$$

※枠組みを含む（両面／脚部は除く）

【表示面積算定の具体例】

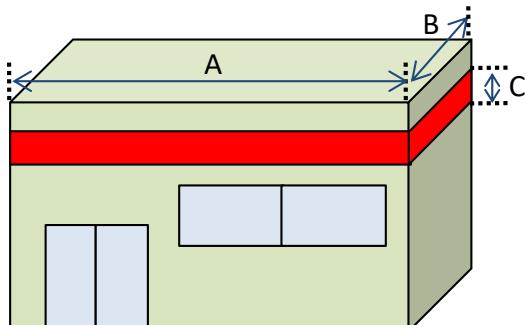
① 複数の広告物で一つの内容を表示するもの



$$S = A \times B \quad (2C \geq D \text{ の場合に限る})$$

※ $2C < D$ の場合は、 $S = B \times C \times 4$

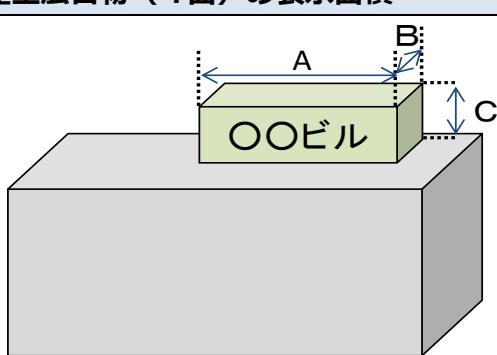
② 複数の壁面に及ぶ広告物



$$S = (A \times C) + (B \times C)$$

※複数の面に及んでも1つの広告物として扱う

③ 屋上広告物（4面）の表示面積

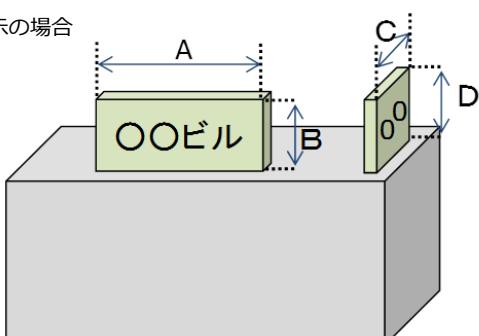


$$S = (A \times C \times 2) + (B \times C \times 2)$$

※表示していない面があっても原則4面で計算

④ 屋上広告物（別の広告物として扱う場合）

※例は両面表示の場合



$$S_1 = A \times B \times 2 \quad S_2 = C \times D \times 2$$

※板面が分かれていれば別々の広告物として扱う

⑤ ひとつの広告板に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）



【広告板・広告塔の場合】

※ A～D社すべてが同一敷地内に事業所等を有している場合に限る（自家用以外の混在は不可）
①許可是広告物（申請者）ごとに行う
②適用除外や許可基準の面積計算は個々の事業者（申請者）ごとに判定する

【野立広告物の場合】

①許可是広告物（申請者）ごとに行う
②適用除外や許可基準の面積計算はすべての広告物の合計面積で判定する

⑥ ひとつの壁面に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）

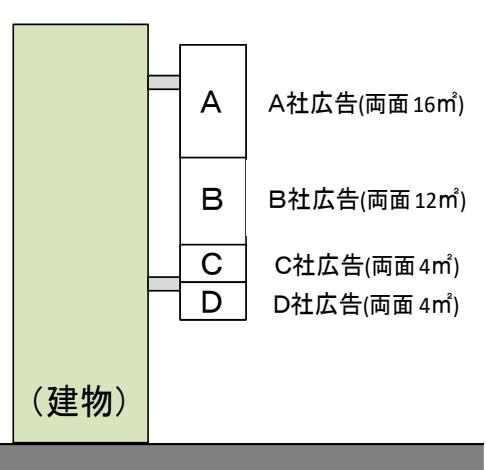


①許可是事業者（申請者）ごとに行う
②適用除外の判定は事業者ごとに行う
③許可基準（利用割合）の面積計算はすべての広告物の合計面積で判断する

<許可地域での具体例>

- ・ A社は 10 m²を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ B社は合計で 10 m²を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ C社は 10 m²以下のため、適用除外（申請不要）
- ・ A、B社の利用割合はすべての合計面積（45 m²）で判断

⑦ ひとつの突出し広告物に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）



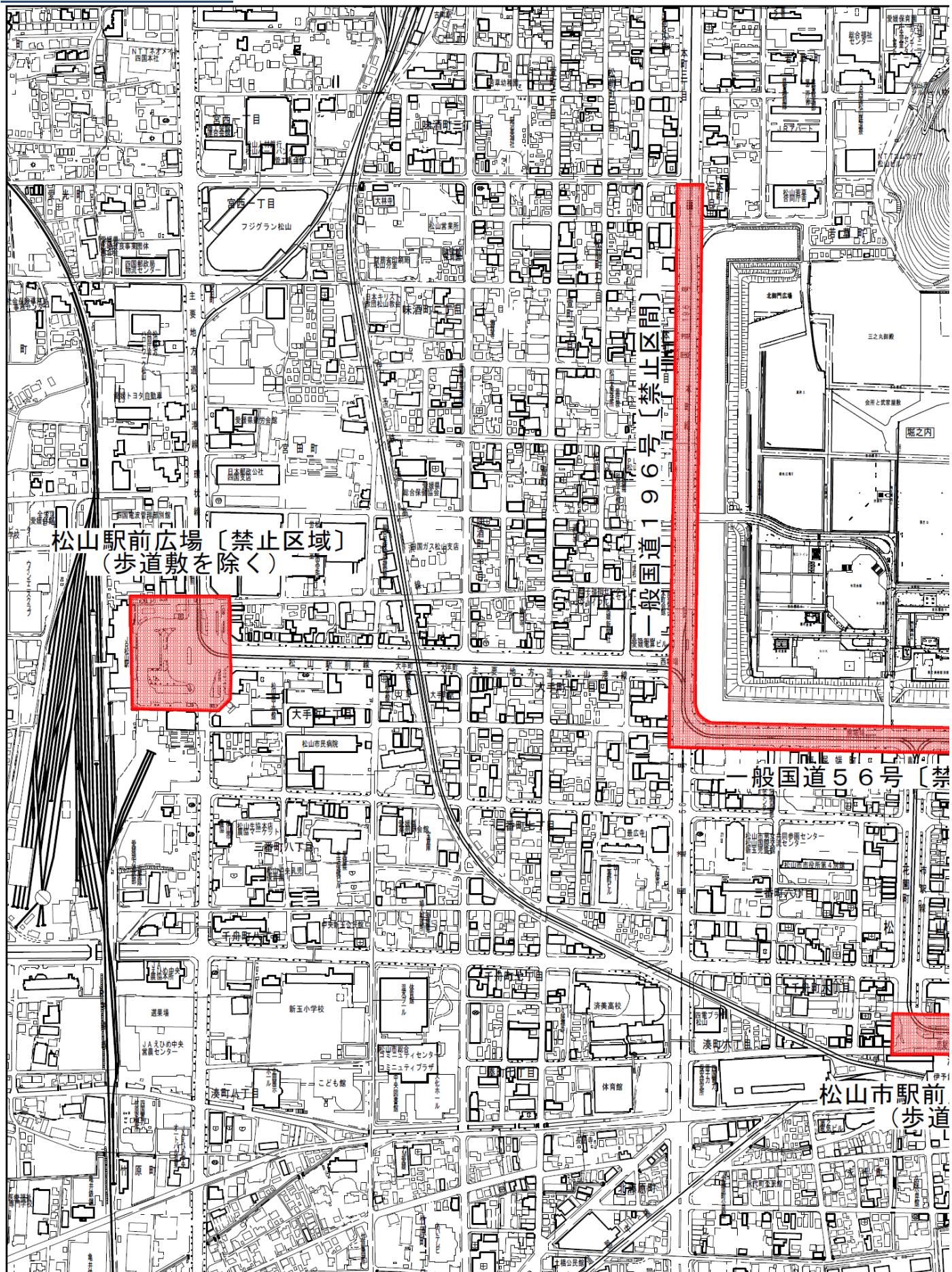
①許可是事業者（申請者）ごとに行う
②適用除外の判定は事業者ごとに行う
③許可基準の判定は、広告物全体で判断する

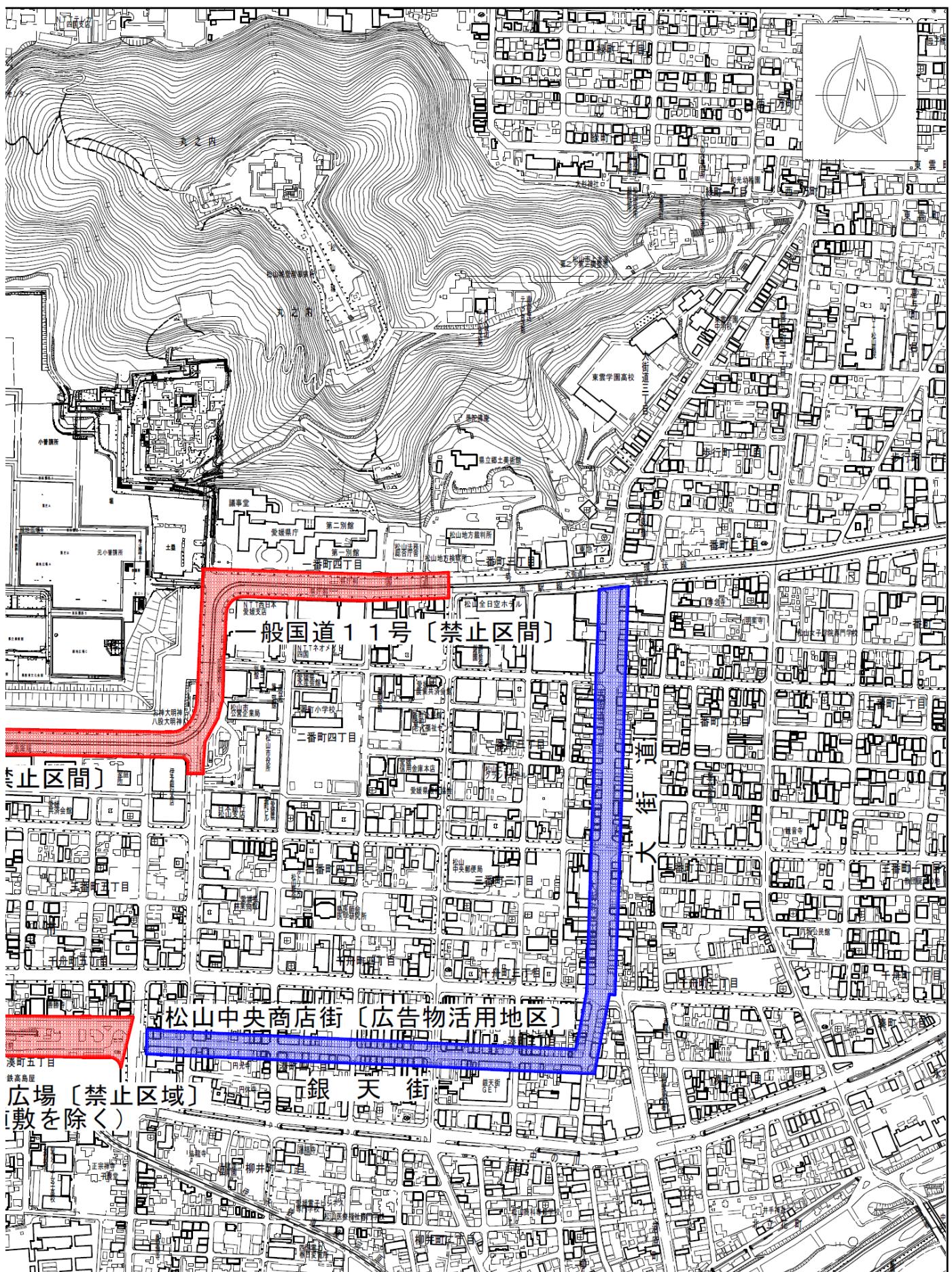
<許可地域での具体例>

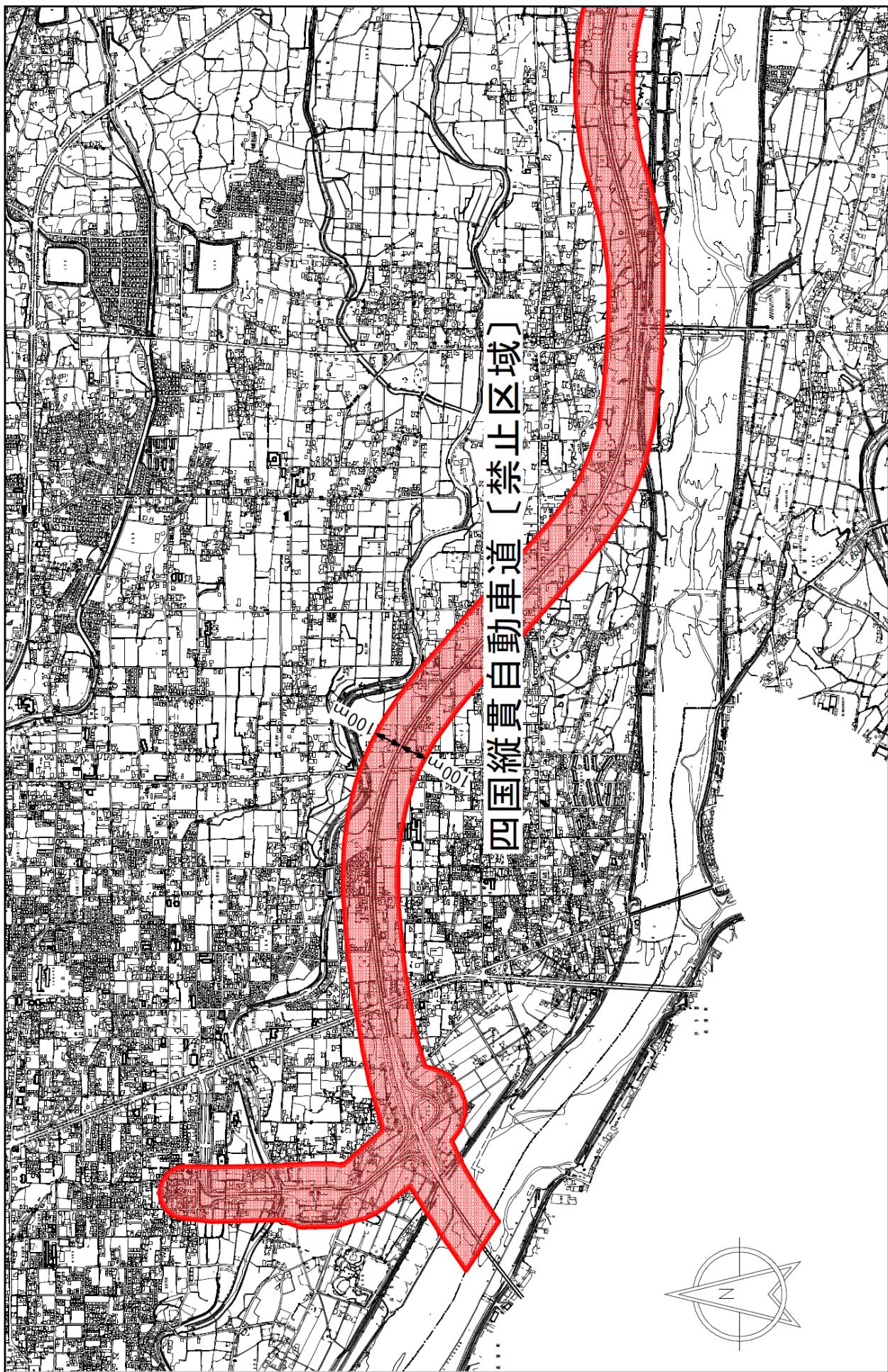
- ・ A、B社は 10 m²を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ C、D社は 10 m²以下のため、適用除外（申請不要）
- ・ A、B社の許可是、A～D社すべてを含む広告物全体の高さ、下端（D社下端）までの高さ、出幅などで判断

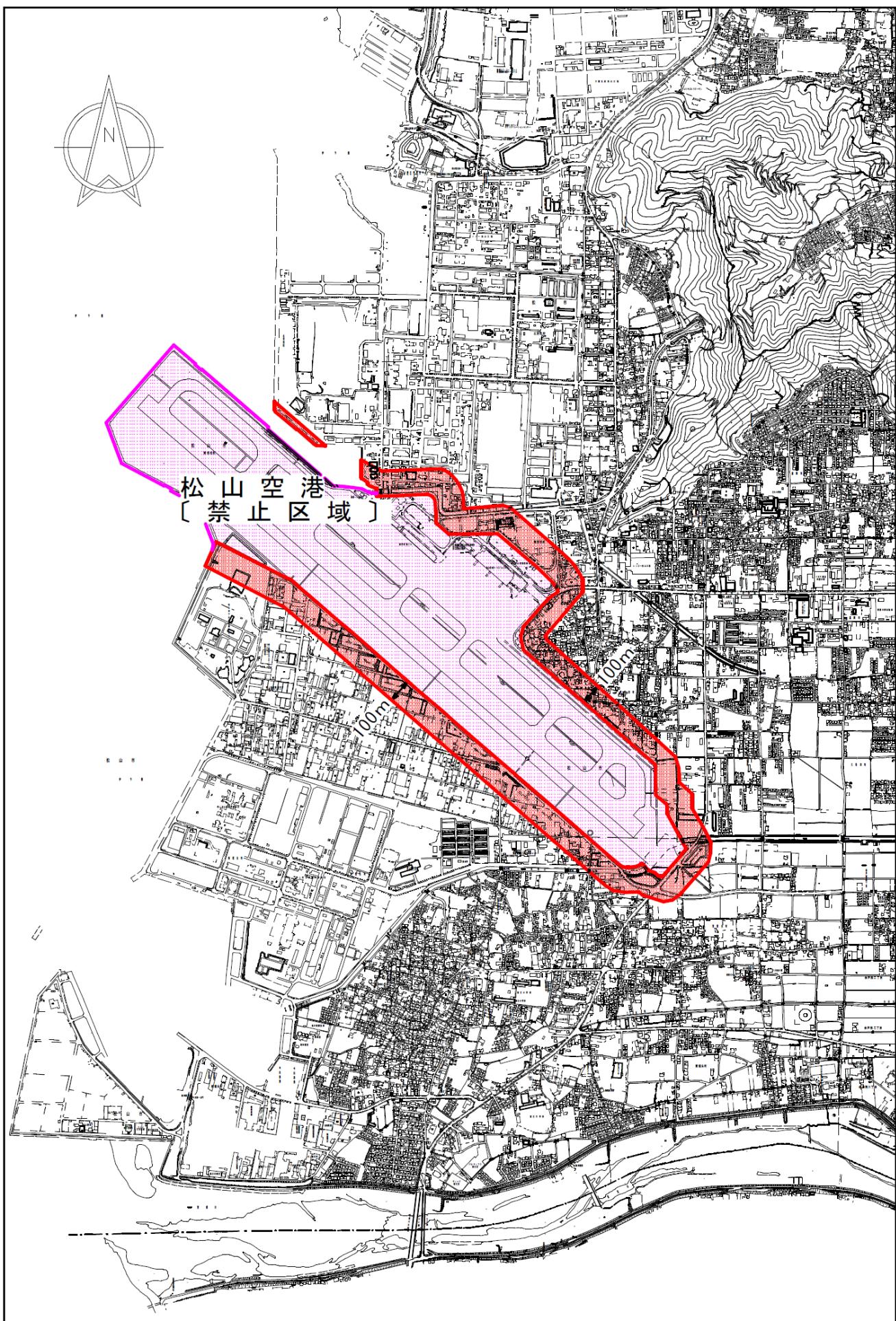
VI 參考資料

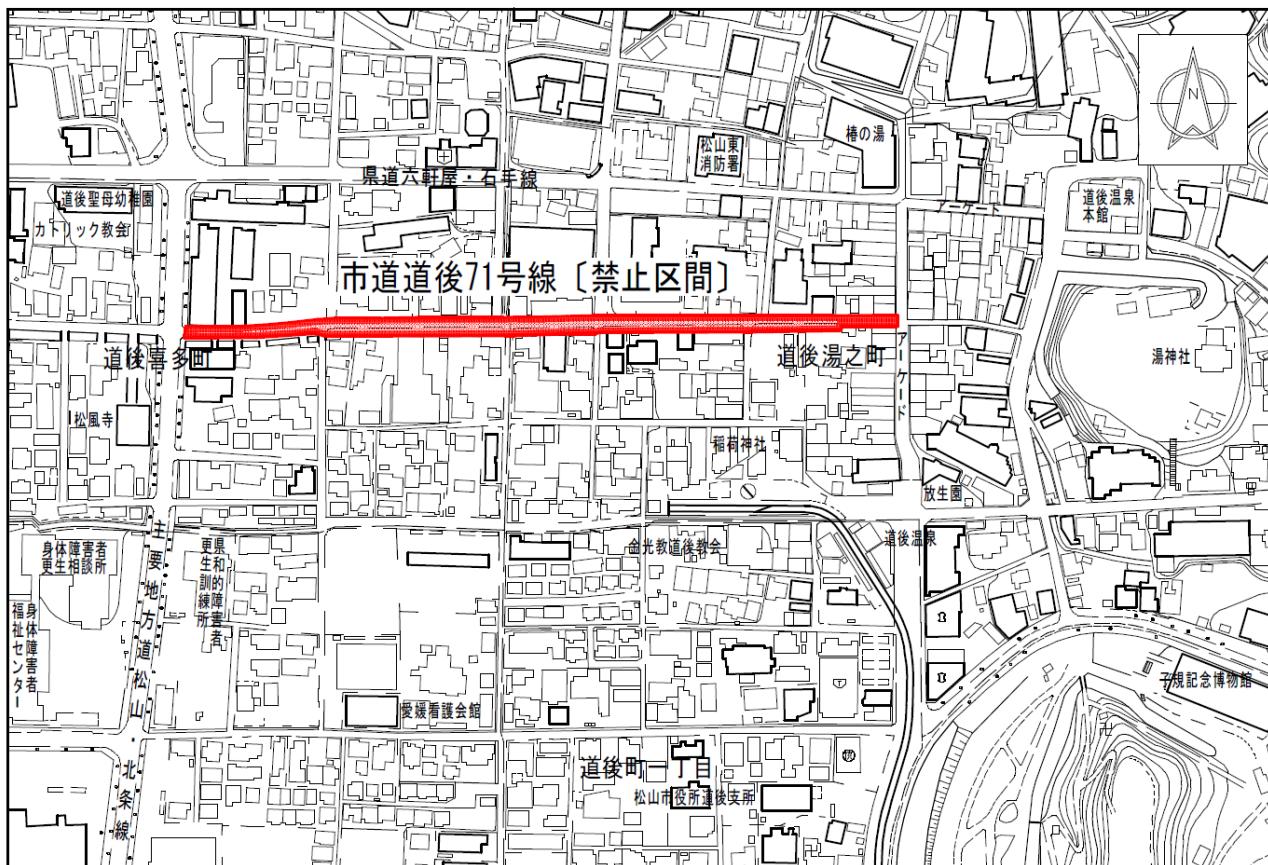
1. 指定区域等











2. 風致地区

名 称	所 在 地
松山広域都市計画区域 梅津寺風致地区	高浜町一丁目～六丁目、新浜町、石風呂町、梅津寺町の地内
松山広域都市計画区域 港山風致地区	港山町の地内
松山広域都市計画区域 大峰台風致地区	南江戸五・六丁目、朝日ヶ丘一丁目、朝美一丁目の地内
松山広域都市計画区域 岩子山風致地区	北斎院町、南斎院町、別府町の地内
松山広域都市計画区域 城北風致地区	御幸一丁目及び祝谷西町の地内
松山広域都市計画区域 石手寺風致地区	石手二・三丁目、常光寺町、桜谷町、道後湯月町、道後姫塚の地内
松山広域都市計画区域 日尾八幡神社風致地区	鷹子町、南久米町、北久米町、畠寺町の地内
松山広域都市計画区域 星岡風致地区	星岡町、北久米町、東石井三・四丁目、天山町、福音寺町の地内
松山広域都市計画区域 祝谷風致地区	祝谷東町の地内
松山広域都市計画区域 城山風致地区	若草町、丸之内、一番町三・四丁目、大街道三丁目、平和通三・四丁目、堀之内の地内
松山広域都市計画区域 弁天山風致地区	北吉田町、北斎院町、南斎院町、高岡町、別府町の地内
松山広域都市計画区域 恵良風致地区	下難波、中通、上難波の地内
松山広域都市計画区域 国津風致地区	八反地の地内

VII その他屋外広告に関すること

1. 広告物活用地区

活力ある街並みを維持する上で、広告物が重要な役割を果たしている地域又は場所を「**広告物活用地区**」として指定しています。（P 36 参照）

地区内で広告物等を表示する場合、市長の確認を受ける必要があります。

広告物活用地区の名称	指定区域
松山中央商店街	市道一番町立花線、南北 25 号線及び東西 41 号線のうち アーケード設置区域に面した沿道地区

2. 景観保全型広告整備地区

良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を「**景観保全型広告整備地区**」として指定しています。（P 39 参照）

地区内で広告物等を表示しようとする場合、市の定めた基本方針に適合するよう努めてください。

景観保全型広告整備地区の名称	指定地区
熟田津の道沿道地区	道後湯之町及び道後喜多町の各一部

3. 違反屋外広告物追放登録員（簡易除却ボランティア）

市民の皆さんと協力して美しい街並みや景観を保つため、屋外広告物法で定める簡易除却の対象となる**市内のはり紙などの違反屋外広告物除却活動**をしていただける違反屋外広告物追放登録員を募集しています。

募集内容	
認定期間	2年間
対象	18歳以上 の人で構成される 2名以上 の団体及びグループ
その他	様式は市のHPからダウンロードしてください。 認定には 講習を受講 していただき、受講後は 身分証明書を交付 します。 作業道具は市から貸与 します。

VIII FAQ (よくある質問に対する回答)

① 申請や届出は郵送でも可能ですか

→ 許可申請や各種届出は窓口への持参に加え、郵送でも受付しています。

また、許可証の受取や屋外広告業登録の通知書の受取を郵送で希望する場合は、

申請書と一緒に返信用封筒（切手を貼って宛先を記入したもの）を提出してください。

② 屋外広告物許可申請書などの提出書類はすべて1部でよいのですか

→ 許可申請・更新申請・変更申請の際の各申請書と図面などの添付資料は正副2部必要です。

その他の書類（完了届出書、屋外広告業登録申請書など）は1部ずつ提出してください。

③ 会社の代表者（または所在地）が変更になりましたが、届出は必要でしょうか

→ 許可を受けて広告物を表示している場合、会社の名称や所在地、代表者の変更があった際は変更届の提出が必要です。（詳しくはP26参照）

また、屋外広告業の登録を受けている場合も変更届の提出が必要です。（詳しくはP29参照）

④ 屋外広告物業の登録の際、略歴書が必要な役員とは

→ 「執行する社員、取締役、執行役」などです。監査役は含みません。

⑤ 松山市内に営業所がなくても、屋外広告業の登録はできますか

また、屋外広告業の申請の際、市外の営業所も記入する必要がありますか

→ 営業所が市外であっても、松山市内で営業を行うことはできます。

申請の際は、松山市内で営業を行うすべての営業所を記入してください。

松山市内で営業をしない営業所については、記入する必要はありません。

⑥ 一つの物件に複数の広告物を表示するとき、自社の広告物のみでは管理者不要のサイズの場合、管理者の設置は必要ですか

→ 管理者設置の基準は広告物等全体の表示面積・高さで判断しますので、自社のみでは小規模であっても全体で基準を超えていれば管理者を置く必要があります。

⑦ 既に許可を受けて表示している広告物について、表示内容は変更せず、照明装置のみ追加する場合、変更申請は必要ですか

→ 照明装置を追加するだけでも、広告物の表示方法が変わるために申請が必要です。

なお、変更申請の際、別途申請手数料が必要です。

(メモ)

屋外広告物に関するお問い合わせ・ご相談は

松山市 開発建築部 建築指導課（屋外広告物担当）

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2

TEL : (089) 948-6518 FAX : (089) 934-0640

E-mail : kenchikus.otoiawase@city.matsuyama.ehime.jp

作成日：令和7年4月1日